

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

第1 設置の趣旨及び必要性.....	3
1 公立大学法人名桜大学の沿革と建学の精神，大学の基本理念及び使命・目的等	3
2 人間健康学部スポーツ健康学科設置の背景と果たしてきた実績.....	4
3 大学院研究科設置の社会的・時期的な背景及び必要性.....	7
4 養成する人材像	11
5 学位授与方針（DP）	11
6 中心的な学問分野.....	13
7 修了後の進路.....	13
第2 修士課程までの構想か，または博士課程の設定を目指した構想か.....	14
第3 研究科，専攻等の名称及び学位の名称.....	14
1 研究科の名称及び英語表記	14
2 入学定員・収容定員	14
第4 教育課程の編成の考え方及び特色	14
1 教育課程編成の考え方	14
2 教育課程の特色	15
第5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件.....	22
1 教育方法.....	22
2 研究指導教員の決定	22
3 履修指導の方法	23
4 研究指導の方法	24
5 修了要件.....	28
6 学生の厚生に対する配慮.....	28
7 学生に対する就学上の支援の充実	28
第6 基礎となる学士課程と修士課程の関係.....	29
第7 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施.....	29
1 修業年限	30
2 教育・研究方法	30
3 図書館・情報ネットワークの利用確保	30
4 教員の負担の程度.....	30
5 入学者選抜の概要.....	31
第8 取得可能な資格	31
第9 入学者選抜の概要	33

1	目的	33
2	入学者受入方針	33
3	入学定員	34
4	出願資格	34
5	入学者選抜方法	35
第10	教員組織の編成の考え方及び特色	36
1	教員組織編成の考え方	36
2	教員配置	36
3	教員採用計画	36
4	教員育成体制	38
第11	研究の実施についての考え方, 体制, 取組	39
1	研究の実施についての考え方, 実施体制, 環境整備	39
2	研究活動をサポートする URA 担当者の採用及び役割・責任等	40
第12	施設・設備等の整備計画	41
1	校舎等の整備	41
2	図書館の整備計画及び図書等の資料	41
第13	管理運営体制	44
1	スポーツ健康科学研究科の管理運営体制	44
2	スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会の設置	44
第14	自己点検・評価	45
1	自己点検・評価の体制等	45
2	スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程における実施体制	46
第15	認証評価	46
第16	情報の公表	46
1	情報の公開	46
2	情報提供の内容	47
第17	教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	48
1	FD (ファカルティ・ディベロップメント) の概要	48
2	サバティカル制度の導入	49
3	SD (スタッフ・ディベロップメント) の概要	50

第1 設置の趣旨及び必要性

1 公立大学法人名桜大学の沿革と建学の精神，大学の基本理念及び使命・目的等

(1) 公立大学法人名桜大学の沿革と建学の精神

沖縄県は、地理的、歴史的要因により日本の中にあって特色ある地域文化を発展させてきた。第二次世界大戦によって唯一の地上戦が行われ、祖先が築き上げた文化遺産がことごとく破壊され、20 数万余の沖縄県民の命が失われた。戦後 27 年にわたり日本政府から施政権が分離され琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands:USCAR）の統治下に置かれた。沖縄県民は、戦前の日本軍の支配下、戦後の米政府統治下、1972（昭和 47）年の日本復帰という激動の歴史的体験をくぐりながら常に平和と自由を愛し、新たな可能性に向かって進歩を指向してきた。

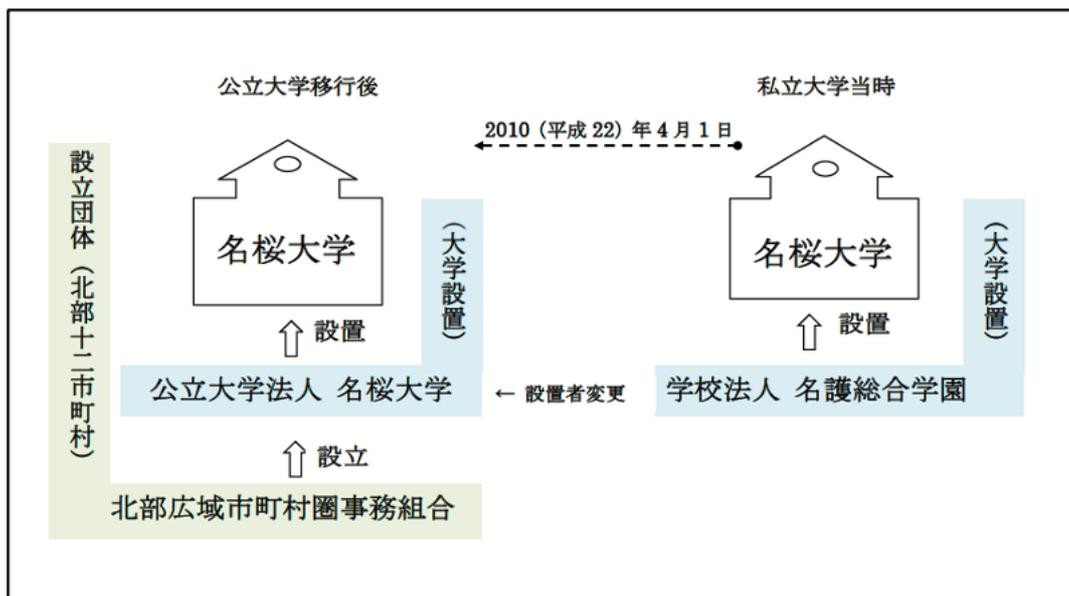
このような時代的背景のもと、沖縄県北部地域における大学誘致運動は、琉球政府時代の 1953（昭和 28）年に県北部出身立法院議員、県北部 16 町村の教育委員会委員及び教職員会など 144 人の署名を添えて「琉球大学師範科名護分校設置請願書」を琉球政府中央教育委員会に提出したことに端を発する。これは、沖縄史上初の大学（琉球大学）が 1950（昭和 25）年に設置されたことを契機に県北部地域に教員養成機関を設置し、教育文化の向上と教育の機会均等を希求する地域ぐるみの誘致運動であった。しかし、県北部住民の悲願であった「琉球大学師範科名護分校」の誘致は実現することはなかった。

その後も、大学の誘致は困難を極め、「誘致がだめなら自分たちの力で造ろう」と名護市長（当時）の下で、大学設置の取り組みが始まった。

1991（平成 3）年、名護市総合学園設立審議会及び名護総合学園設立準備委員会が発足し、名護市を中心とする北部 12 市町村及び沖縄県の創設資金によって、沖縄県初となる「公設民営」の私立大学として、名桜大学は誕生した。それまで、沖縄県内の大学は那覇市を中心とした県中南部に集中していた中【資料 1-1】、本学は、沖縄県北部地域初の高等教育機関として、「平和・自由・進歩」を建学の理念とし、1994（平成 6）年に国際学部（国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科）の単科大学として設置された。

2001（平成 13）年に大学院国際文化研究科（修士課程）、2005（平成 17）年に人間健康学部スポーツ健康学科、2007（平成 19）年に人間健康学部看護学科を増設し、国際学部を国際学群に改組した。2010（平成 22）年には、学校法人名護総合学園から公立大学法人名桜大学に設置者を変更した（図表 1）。2011（平成 23）年に大学院看護学研究科（修士課程）、2017（平成 29）年に助産学専攻科、2019（平成 31）年に国際文化研究科（博士後期課程）、2022（令和 4）年に看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）を設置するとともに、看護学研究科（修士課程）を博士前期課程に名称変更を行った。すなわち、1 学群 1 学類、1 学部 2 学科 1 専攻科と 4 研究科（修士課程 1、博士前期課程 1、博士後期課程 2）を擁する大学となる【資料 1-2】。^{注 1}

注 1） 2023（令和 5）年度に、国際学群を国際学部に変更し、その下に、国際文化学科及び国際観光産業学科を設置する。同じく、人間健康学部へ健康情報学科を設置する。組織の構成は、2 学部 5 学科、1 専攻科、4 研究科（修士課程 1、博士前期課程 1、博士後期課程 2）を擁する大学となる。



図表 1 公立大学法人化後の組織

【資料 1-1】沖縄県における大学設置の状況

【資料 1-2】公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図

(2) 名桜大学の使命・目的

名桜大学は1994（平成6）年4月に学校法人名護総合学園が設置する公設民営の私立大学として、沖縄県名護市に開学した。その後、2010（平成22）年4月に北部広域市町村圏事務組合（沖縄県北部12市町村で構成する地方公共団体）が設立した「公立大学法人名桜大学」に移行した。名桜大学は開学時から、平和を愛し、自由を尊重し、人類の進歩と福祉に貢献する国際的教養人と専門家の育成を建学の精神として掲げた。この建学の精神は公立大学となっても継承されている。名桜大学は「平和・自由・進歩」の建学の精神をもとに「知性と感性のバランスのとれた円満な人格」をもつ「国際的教養人」の育成を教育目標としている。その実現のために、名桜大学ではリベラルアーツ教育を重視している。名桜大学のリベラルアーツ教育は、「高等教育の根幹」をなし、「建学の精神を反映」し、学部及び大学院の「専門教育学修を支持・補完」するものであり、これらを実現するためにプログラムを開発・強化し、また時代に即して進化している。

さらに名桜大学学則12条においては各学部の人材養成の目的を具体的に定めている。今回の申請に係る、基礎学部となる人間健康学部では、「平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。」ことを人材養成の目的としている。また、スポーツ健康学科では、「人間の『こころ』と『からだ』を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。」としている。さらに、看護学科では、「人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。」ことを人材養成の目的としている。

2 人間健康学部スポーツ健康学科設置の背景と果たしてきた実績

(1) スポーツ健康学科設置の背景-健康支援人材養成の必要性から-

沖縄県においては、従来の名所見物型の周遊型観光から健康保養型の観光へのニーズが高まってきた。その背景には、国民の健康に対する関心の高まりとともに沖縄県の温暖な気候やおもてなしの心を持った県民性などから沖縄県が健康保養の地として脚光を浴びてきたことにある。それに伴い高齢者や障害者などの社会的弱者の旅行者が増加してきており、それに対応できる人材の養成が急務となっていた。このような中で平成14年8月付け「沖縄県観光振興計画」では、「①健康保養型観光のニーズに対応したケアビジネス等の展開や高齢者や障害者等への対応を強化するため、リゾートホテルと健康増進等のケアビジネスの連携強化を促進するとともに、福祉・医療分野との連携強化を図ること」、「②スポーツアイランドとしての一層の発展に向け、海洋レジャー等のスポーツ活動やスポーツコンベンション等の拡大に対応した関連産業の創出と産業間の連携を促進する」としている。そのため、名護市を中心とした北部12市町村及び沖縄県の協力により創設された経緯から本学の役割・使命は、地域社会との産学連携により、観光リゾート産業に資する人材や高齢者の健康維持や住民のクオリティ・オブ・ライフ(QOL)を守る「保健・医療・福祉を包括したケアシステム」の構築など社会全体のウェルネスの実現に向けた地域に貢献する人材の養成であると確信した【資料2】。このようなことから、2005(平成17)年に人間健康学部スポーツ健康学科を設置し、食・栄養、運動・スポーツ、心理、社会・福祉、保健・医療などの学際的分野から人間の健康を科学的に究明し実践できる人材養成を目指した。そして、健康の3要素である運動、栄養、休養と人間全般における様々な事象を心理学的に理解する視点を基礎にして、「運動と健康」「養護と健康」「福祉と健康」の3領域のいずれかの領域に加えて3領域を横断的に学び、さらに実習等によりホスピタリティ精神と‘ゆいまーる’精神(相互扶助の精神)を身につけた、①本県の基幹産業である観光・リゾート関連企業におけるスポーツ指導の専門家及び観光客の多様化(高齢者・身体障害者等の社会的弱者の増加)に伴うケア等に対応できる人材、②地方自治体、教育機関や企業などの健康管理者、保健体育・養護教員、衛生管理者、③病院や福祉施設のケースワーカーなどの専門職業人を「健康支援人材」と位置づけた。

※ (上記は平成16年のスポーツ健康学科設置認可時における「大学設置・学校法人審議会からの意見への対応」で『健康支援人材』とはどのような人材なのか説明の一部を抜粋した内容である。)

【資料2】財団法人健康科学財団と名城大学との産学連携に関する覚書

(2) スポーツ健康学科が果たしてきた実績

これまで人間健康学部スポーツ健康学科が果たしてきた教育・研究・地域貢献の代表的な3つの実績を以下に挙げる。

① 地域に密着した教育活動

1点目は、地域に密着した教育活動の実践である。

スポーツ健康学科では、「スポーツ領域」と「健康領域」の二つの領域を目的・対象・内容とし教育・研究を行い、学生が主体的な学習者として成長するための教育課程を展開してきた。具体的には、本学が立地している沖縄県北部地域の幼稚園及び小学校等に学生が出向き、「食育」をテーマに、「何故、朝ご飯を食べるのが大事なのか」「バランスの良い食事ってなんだろう」といった内容を中心に「食育劇」を行い、園児、児童、生徒、保護者、地域住民が、生活習慣について考える取組を実施してきた。2018(平成30)年には、食育活動がそれぞれの現場でも意識して取り組めるよう大学の出版助成で、食育劇の内容を「はやね・はやおき・あさごはん」のテーマで絵本・紙芝居を作成し【資料3-1】、北部12市町村の幼

稚園，小学校，中学校へ寄贈した。また，この活動は，健康支援活動の効果や今後の課題に焦点を当て，4年次の卒業研究課題として取り組むまでに発展している【資料3-2】。この成果については，「車座ふるさとトーク（2017（平成29）年12月16日）」において，スポーツ健康学科教員と学生2名が各省庁の大臣，副大臣，政務官に発表を行った²⁾。先輩から後輩へと引き継がれた健康支援活動は，「地域とつながり，地域を理解し，地域の力になる」取組みとして発展し，地域から「信頼される大学」，「地域発展のエンジンとしての大学」として本学の評価を高めることになった【資料3-3】。

② 自治体，民間企業及び国公立大学との協働による研究プロジェクトの推進

2点目は，地域の健康推進に向けての自治体及び民間企業との協働による研究プロジェクトの推進である。

学生及び教員が地域の健康支援活動に継続して取り組んだ成果は，弘前大学 COI 連携拠点大学とした研究プロジェクトを立ち上げる基盤となり，2018（平成30）年沖縄県北部地域の12市町村長による「やんばる健康宣言」の協同表明実現につながっている^{注3)}。健康宣言以降，自治体及び民間の5企業との協働による沖縄県北部地域の「やんばる版プロジェクト健診」（日常生活に関するアンケート調査，身長・体重・体組成等の身体測定，握力・全身反応・ロコモティブシンドローム等の体力測定，血糖値・コレステロール値・肝腎機能等の採血，四肢血圧脈波測定，腹部超音波検査，骨密度，認知機能測定等の計13項目）を実施している。^{注4)}2020（令和2）年度以降は，コロナ禍の中で感染予防を強化して自治体，北部地区医師会，大学院及び学部の学生ボランティアとの協働で実施した。これまで蓄積された医療ビッグデータはデータ管理部門で管理され，企業と連携のもと解析中である。また，健診結果は参加者に個別に判定コメントをつけて返却している。研究プロジェクトの推進により，蓄積される医療ビッグデータの解析で沖縄県北部地域の健康課題がより明確となり，本学の設立団体である北部12市町村の住民のヘルスリテラシーを向上させ，人々が健康に生きる意味と意義を理解するためのさまざまな取組み（運動指導・食育・健康測定・健康相談等）の推進につながる。更には，研究プロジェクトに参加している若手教員や大学院生の研究を推進するための教育の場となっている。

③ 学生主体の地域貢献活動

3点目は，学生を主体とした地域貢献活動である。

本学では，大学の立地する地域の健康問題を解決する必要性から，2012（平成24）年10月に名桜大学健康・長寿サポートセンターを設立し，その傘下に，ヘルスサポート（通称：ヘルサポ（学生を主とした支援団体））を組織し^{注5)}，地域において健康支援活動を行なっている。これらは，スポーツ健康学科及び看護学科の学生で構成され，双方の教育研究の目標を生かし，大学の立地する地域の課題を多角的に探求し，地域の健康問題の解決に関わる活動として実施している。その成果として，2018年（平成30）3月に公表された「スポーツ推進アクションガイド～Enjoy Sport, Enjoy Life～」(スポーツ庁^{注6)})において，名桜大学ヘルスサポート（学部の学生が協働で地域において健康支援活動を実施）の活動が，スポーツへの興味・関心を喚起する国の先進的な事例として，「国内の大学の中で唯一」取り上げられるに至っている。この活動は，本学の学生団体「ヘルサポ」に所属する学生が，県内自治体と連携しながら，様々な地域を定期的に訪問し，音楽に合わせて身体を動かす3DCGコンテンツ（JOYBEAT）を活用した運動プログラム，健康測定，測定結果の説明，ゆんた

く（座談会）等のメニューを組み合わせて提供している。楽しみながら運動できる場づくりをすることで住民の健康意識を高めるだけではなく、地域コミュニティの再生や住民の自立的な活動に結びつける一翼となっている。

また、スポーツ競技においても、地域の競技力向上として、陸上部による「名桜大学記録会」や「ハンドボールフェスタ」の開催、そして、地域特性を活かし、一般財団法人沖縄美ら島財団が主催するキッズウインドサーフィン体験の指導など、多岐に渡り地域貢献活動を実施している。

以上のように本学は、沖縄県北部地域で教育や研究、地域貢献活動を重ねてきたことにより、北部 12 市町村そして沖縄県のスポーツと健康の課題に継続的にかかわる環境が整っている。本研究科では、本学のこれまでの実績を活かし、沖縄県の抱える課題の克服に貢献する高度専門職業人としての健康支援人材を養成することが可能である。

【資料 3-1】 絵本：はやね・はやおき・あさごはん

【資料 3-2】 食育等をテーマにした卒業研究題目一覧

【資料 3-3】 地域発展のエンジンとしての大学

注 本学ホームページ公開資料

2) 本学学生・教員が車座ふるさとトークに参加（農林水産省）<https://www.meio-u.ac.jp/news/2018/02/000056/>

3) 北部 12 市町村長によるやんばる健康宣言 <https://www.meio-u.ac.jp/news/2018/12/004573/>

4) 沖縄県北部地域における「やんばる版プロジェクト健診」

<https://www2.meio-u.ac.jp/ext-center/COI/index.html>

5) 健康・長寿サポートセンター <https://www.meio-u.ac.jp/healthsupport/>

6) スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport,Enjoy Life～,平成 30 年 3 月

<https://www.meio-u.ac.jp/news/2018/08/003065/> p8

3 大学院研究科設置の社会的・時期的な背景及び必要性

(1) 大学院研究科設置の社会的・時期的な背景

スポーツ基本法（平成 23 年）、スポーツ基本計画（平成 24 年第 1 期、平成 29 年第 2 期）が施行されたことに伴い、スポーツの持つ多様な意義を国民に還元することが地方公共団体や大学の重要な責務となっている。さらに 2021（令和 3）年に CoViD-19 の世界的流行により 1 年延期された東京オリンピック・パラリンピックが無観客ではあったが、開催された。このオリンピック・パラリンピックを開催したレガシーをどのように継承し、新たなスポーツ文化を確立することがスポーツにかかる社会的現状である。また、沖縄県においては、「スポーツ基本法（平成 23 年）」及び「スポーツ基本計画（平成 24 年）第 1 期」に明記された基本理念と「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年）」のスポーツ分野における沖縄のあるべき将来像を具体的に示した「沖縄県スポーツ推進計画（平成 25 年）」が策定された。その後、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、スポーツ庁の創設、スポーツ基本計画（平成 29 年第 2 期）の策定、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画改定」など社会情勢の変化により、あたたらに取り組みべき施策が生じ、2018（平成 30）年に「沖縄県スポーツ振興計画」^{注7)}の一部を改定した。この計画は次の 7 つを基本方針としている。(1)学校と地域における子どものスポーツ機会の充実、(2)一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の推進、(3)住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、(4)トップスポーツを目指す

競技力向上に向けたスポーツ環境の整備，(5)トップスポーツと地域スポーツの連携・協働の推進，(6)スポーツを活用した地域活性化の推進，(7)地域のスポーツ資源を活かした特色のあるスポーツの推進である。このような施策を実現するためにも体育・保健体育科指導の充実と指導力向上，地域のスポーツ指導者の育成の必要性及びスポーツと大学との連携が指摘されている。また，名護市では，名護市スポーツ推進計画（平成 27 年）が策定され，その基本方針として，トップアスリートを育成・輩出することで市民に夢・希望・勇気・感動を与え，生涯スポーツの推進により市民の健康増進や体力の向上維持を図るとともに地域コミュニティの活性化に繋げ，さらに，スポーツイベント等の開催・誘致による経済活動を促進し，「スポーツのまち・なご」を目指すとしている。具体的な方針の中にはスポーツ推進委員による生涯スポーツの充実や子どもたちのスポーツ活動の支援，本学を含む関係団体との連携をはかり，指導者の育成に取り組んでいくという方向性を示している。^{注8)}

一方，わが国では，第二次世界大戦後，公衆衛生水準の向上や医療技術・体制の進歩により，全ての年齢層で死亡率が低下し，日本人の平均寿命が延伸し，現在では，世界有数の長寿国となっている。しかし，わが国の人口の高齢化，ライフスタイルの変化に伴い，疾病構造は感染症から生活習慣病へと大きく変化した。生活習慣病とは食習慣，運動を含めた身体活動，休養，喫煙，飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群のことである。また，日本は少子高齢化が進み，2015（平成 25）年には国民の 4 人に 1 人は高齢者となり，これに伴い，高齢者の医療費の高騰，看護・介護のためのマンパワーの需要増大など，生産年齢層への負担と，国全体の活力の低下が危惧されている。このような社会構造の変化に対応するために，健康増進の活動を図る様々な施策が講じられている。2000（平成 12）年には，厚生労働省が「21 世紀の我が国を，すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには，従来にも増して，健康を増進し，発病を予防する『一次予防』に重点を置いた対策を強力に推進することにより，壮年期の死亡の減少，認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸等を図っていく」ために，10 年間の重点的取組を示した健康日本 21 を発表した。2002（平成 14）年には健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定め，国民栄養の改善と健康の増進を図り，国民保健を向上させるために健康増進法が交付された。さらに，2013（平成 25）年度からは健康日本 21 第 2 次として，5 つの重点項目を設定した。

沖縄県においては，日本復帰後の 1980（昭和 55）年の平均寿命が全国 1 位となり，その後も全国トップの水準を維持しており，長寿県と言われてきた。しかし，2000（平成 12）年の男性の平均寿命が全国 26 位となり，多くの県民に「26 ショック」として受け止められた。その後の国勢調査においても男女とも平均寿命の伸びが全国平均を下回る傾向にあり，「健康・長寿沖縄」の維持継承には大きな課題となっている。このような現状を受け，沖縄県では，2002（平成 14）年に県民の「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする沖縄県の健康増進計画「健康おきなわ 2010」を作成した。2008（平成 20）年には，健康おきなわ 2010 の目的を引き継ぎ，長寿世界一復活に向けた 21 世紀における沖縄の行動計画として「健康おきなわ 21」と改定し，県民の健康づくり運動を推進した。このような取組を行っているにも関わらず，2010（平成 22）年の沖縄県の平均寿命は，男性は全国 30 位，女性も 1 位から 3 位へと順位を下げる結果になった。この状況を踏まえて，沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に掲げている「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り，「2040 年に男女とも平均寿命日本一」を長期的な目標として設定するとともに，「健康おきなわ 21（第 2 次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」^{注9)}を策定し，平成 26 年から取り組んでいる。

注 本学ホームページ公開資料

7) 沖縄県スポーツ推進計画【改訂計画】，沖縄県，平成 30 年 8 月，pp. 8~10

<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/sports/documents/kaitei.pdf>

8) 名護市スポーツ推進計画（平成 27 年度～平成 36 年度），平成 27 年 3 月，名護市教育委員会 pp. 6~9

https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018073100051/file_contents/nagosisuportssuisinkeikaku.pdf

9) 健康おきなわ 21（第 2 次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～

http://www.kenko-okinawa21.jp/090-docs/2016012800017/file_contents/1-74-web.pdf

(2) 大学院研究科設置の必要性

① 基礎となる学部との関連性からの必要性

名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科の必要性を，基礎となる学部の現状から述べる。

本研究科の基礎となる人間健康学部スポーツ健康学科では，人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し，人格の尊重，生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援人材の養成を目指している。また，ディプロマ・ポリシーにおいて，スポーツ健康科学の知識や技術の修得だけでなく，社会人として必要なリテラシーと批判的思考力，コミュニケーション能力，リーダーシップ，自己肯定感といった社会人基礎力をもち，自らが健康的に生きることができるところを学位授与方針として示している。これは，自らが他者の健康を支援する基礎的な素養を身につけることに主眼を置いている。職業として人々の健康を支援するためには，地域や学校の現状を理解した上で，子供から高齢者といった様々な年齢層や競技レベル，運動の好悪のレベルなど様々な身体活動の欲求に応じ健康を支援することが必要となってくる。そのためには，学部の教育に加え，さらなる専門的な知識・技能の修得と実際に健康を支援する実践と，それらを通じた研究を実施する環境が必要となってくる。

このほど実施した本学スポーツ健康学科の在学生（1 年次から 4 年次 150 人）を対象とした大学院進学希望アンケート調査では，大学院入学を考えている学生 17 人の中で，本研究科へ「入学したい」3 人（13.0%）又は「入学を検討したい」14 人（60.7%）の複数回答理由として，「スポーツ指導の現場で活かせる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので」11 人（64.7%），「将来，学校現場の指導者，指導的役割を担いたいので」11 人（64.7%），「健康課題に対して，多角的にアプローチできる高度な専門知識の修得と研究力を高めたい」9 人（52.9%）といった回答内容から，学部教育を発展させた大学院レベルでの講義や実践の場を必要としていることがわかる【資料 4-1】。

基礎となる学部と本研究科におけるスポーツ健康科学研究の深度の違いを表すと，学部においては社会的基礎力とスポーツ健康に関する基本的な知識・技能を身につけ，自らの健康を維持増進できる健康支援人材の養成である。本研究科では，高度専門職業人として，最新の知識を学び続け，時代や対象に応じ地域や教育の現場で健康支援ができるだけでなく，高度な専門的知識と研究力を身に付け，理論と実践を住環できる高度専門職業人としての健康支援人材の養成を目指すものである。

② 社会的，時期的，地理的要因からの必要性

次に，本学に大学院スポーツ健康科学研究科が必要な理由を社会的・時期的・地理的要因から述べる。

2017（平成 29）年 4 月に「学校教育法施行規則の一部改正する省令が施行され，中学校，高等学校等におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行わ

れるものを除く)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより学校における部活動の指導体制の充実が図られるようになった。また、第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)の中で、スポーツの価値を高めるための新しい「3つの視点」を支える施策と今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示された。その中で、学校や地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実や体力の向上のために、保健体育授業の充実や部活動の地域への移行などを具体的な施策としている。

保健体育の充実には、2018(平成30)年に示された学習指導要領に示されている体育科、保健体育科の目標にある、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かい合う力・人間性等」を育成するための先進的な授業の構築、信頼性のある評価指標の作成と評価、評価に基づく授業改善ができる高度な保健体育教員の養成が必要とされている。

公益財団法人日本スポーツ協会が令和3(2021)年7月付けで公表した『学校運動部活動指導者の実態に関する調査』において、学校運動部活動指導者の実態が報告されている。その中で、「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当者している運動部活動の競技経験者がいない」教員は中学校で26.9%、高等学校で25.3%となっている。これらに該当する教員のうち中学校で35.9%、高等学校で31.5%が「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかになった。

さらに、前述の第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)の今後5年間で取り組む施策のなかで、地域における競技力を支える体制の構築とあるが、地域における競技力向上のためには、ハイパフォーマンススポーツセンターで得られた知見を用いて、地域のアスリート発掘・育成・強化の実践を行っていく必要がある。そのためには地域のスポーツ団体や地方公共団体、大学が連携し、地域におけるスポーツ医科学、情報等によるサポートを担う人材の育成が必要となる。沖縄県のスポーツ推進計画には、教員の指導力向上、外部指導員や総合型クラブやスポーツ少年団などにおけるスポーツ指導者の育成、トップアスリートやジュニアアスリートを指導できる高度な専門性をもち、プレイヤーズセンターの考えを持った資質の高い指導者の養成が施策となっている。また、今後の方向性として「施策2 スポーツを核とした新たな産業の創出とグローバル展開」において、「持続的な県内スポーツ関連産業の発展のため、スポーツマネジメントや指導者などスポーツに関わる多様な人材を大学、競技団体等と連携し取り組む」としており、スポーツに関するすべての活動(する、みる、ささえる)やビジネスのしくみに広がる価値を管理する一方で、スポーツ施設やチームをマネジメントするため、あらゆる方面からデータを収集・分析する能力、新たなビジネスモデルを創出する能力が期待されている。

加えて、健康おきなわ21(第2次)では、2040年に男女とも平均寿命日本一という長期的な目標を設定しており、その達成には運動を中心とする身体活動が重要とされている。この運動を中心とした健康を支援する人材が必要とされているが、適切なスポーツの実施は、体力や競技力向上だけでなく、健康を増進することが示されている。しかし、スポーツの実施による健康増進をまとめたエビデンスは蓄積されているが、十分に活用されていないと指摘されている。このような中で、本学は、前述のとおり弘前大学COI事業の連携拠点として、沖縄県北部地域の住民に対して、やんばる版プロジェクト健診を2017(平成29)年から実施している。この健診は従来の健診とは異なり、血液、生理検査、生活習慣、全ゲノムデータ、腸内細菌データ、栄養摂取量、体力測定などを含んだ健康データを測定している。本学はそ

の中でも、体力測定に関する項目が他大学で実施している項目より多く、体力面から住民の健康に関する提言ができるのが特徴になっており、これらの健康ビッグデータを解析し、新しい健康支援政策を提言できる人材を養成することは意義深いことである。

現代は学び続ける時代である。これまでの人生は教育→仕事→引退という3つのステージで構成されていると言われている。しかし、今後の日本社会で活躍していくには、時代の変化に応じて適応して行く必要があり、仕事を中断し、学び直しを行ったり、仕事をしながら学び続けたりする必要がある。そのような学び続ける場所を提供するために、学部生だけでなく、現職の保健体育教員、地域のスポーツ指導者、健康運動指導士や健康運動実践指導者の資格をもったスポーツインストラクターなど、スポーツや運動を指導している職業人のリカレント教育の場を提供する。このような、スポーツや健康を基盤とする職業人が時代の変化に対応できる高度専門職業人を養成するためにもスポーツ・健康分野を専門とする大学院が必要と考える。

しかし、沖縄県には、スポーツ・健康分野を総合的に学修できる大学院はない。唯一、琉球大学に教育学研究科（修士課程）があり、保健体育の専修免許を取得することができたが、この大学院も2019（令和元）年に学生募集を停止し、現在は専門職学位課程の教職大学院のみとなっている【資料4-2】。したがって、本研究科が目指す、高度なスポーツ教育者、地域のスポーツ指導者及び地域の健康支援者を養成する機関は沖縄県内にはなく、本学に大学院修士課程のスポーツ健康科学研究科を設置することとした。

【資料4-1】 スポーツ健康学科の在学生アンケート調査結果（抜粋）

【資料4-2】 名桜大学大学院及び琉球大学大学院 配置図

4 養成する人材像

本研究科の構想にあたっては、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-」（平成17（2005）年9月5日）及び「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30（2018）年11月26日）内に記載されている大学院に求められる人材養成機能（①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成）を担うものである。

特に、本研究科においては、「スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する【資料5】。」

【資料5】 名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程養成する人材像と三つのポリシー

5 学位授与方針（DP）

上記の人材養成と本学の大学全体としての学位授与方針（DP）^{注10）}の4点に加え、「スポーツ健康学科の学位授与方針」^{注11）}の5点を踏まえ、新たに設置する修士課程の学位授与方針（DP）を定めた。

<名桜大学大学全体の学位授与方針>

- 1) 豊かな教養，深い専門性，高い倫理性
- 2) 地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力
- 3) 自由な発想で課題を発見し，批判的・論理的に思考し，解決する力
- 4) 多様な視点を尊重し，自らの考えをわかりやすく表現する力

<スポーツ健康学科の学位授与方針>

- 1) 高い倫理観を持ち，社会人として必要な幅広い教養およびスポーツ健康科学分野における専門的知識・技能
- 2) 地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力
- 3) 自由な発想で課題を発見・設定し，批判的・論理的に思考・判断しつつ解決する力。また，その内容をわかりやすく表現する力
- 4) 多様な視点を尊重し，協働して問題を解決していくために必要なチームワークやリーダーシップ
- 5) 心身ともに健康に生きるため，自己の可能性を肯定的に考え，自らを律しながら，主体的・計画的に行動する力

本研究科では，本学が既に設置しているスポーツ健康学科のディプロマ・ポリシーとの接続と，中央教育審議会大学分科会大学教育部会（平成 28 年 3 月 31 日）が示した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー），『教育課程編成・実施方針』（カリキュラム・ポリシー），及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定並びに運用に関するガイドライン」（以下「三つの方針」という。）に基づき，本研究科の特色が反映された三つの方針を策定した。

特に，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは，一体性・整合性に留意した。アドミッション・ポリシーについては，入学者に対し，修了認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして，入学に際して求められる基礎的な知識の水準や，スポーツ健康科学への関心，意欲，態度などを示した。これにより，ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと一貫性のあるものとした。

したがって，本研究においては，「スポーツ・健康分野に関する学修を通して，高度な専門的知識と研究力を身に付け，理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する【資料 5】。」こととし，下記のとおり学位授与方針（DP）を定めた。

《学位授与方針（DP）》

- (1) 自己の専門分野における高度な知識と，スポーツ・健康分野の広範な領域を横断する知識を有している。
- (2) 専門分野の知識や自らの経験から見出した課題を適切な研究手法を用いて分析し，新たな知見を得ることができる。
- (3) 高い倫理観を持ち，専門性の高い知識・技能を基盤にして指導できる。

【資料 5】<再掲>名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程養成す

る人材像と三つのポリシー

注 本学ホームページ公開資料

10) 全学的三つのポリシー

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/university/>

11) スポーツ健康学科の三つのポリシー

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/college/sport/>

6 中心的な学問分野

本研究科では、基礎となる人間健康学部スポーツ健康学科の「スポーツ領域」と「健康領域」の2つの領域で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるためのスポーツ・健康分野を中心的な学問分野とした。

教育研究を総合的に深化させるため、「基礎科目」のスポーツ健康科学特論、スポーツ健康科学研究方法論、「共通科目」の生涯スポーツ特論、健康科学特論、体力科学特論、疫学特論、英語講読をはじめとし、自らの専門を選択、深化させる科目「専門科目」を設定する。さらに「研究科目」において自らの研究分野を深化できるようにする。これら、「基礎科目」「共通科目」「専門科目」「研究科目」は、自らの中心となる専門知識と方法論の基礎を固めることを中核において理論の修得と実践する科目で構成されている。

7 修了後の進路

上記の中心的なスポーツ・健康分野として設定した学修科目の履修に関しては、後述する3つの履修モデルを定めるとともに、それぞれの専門に特化した教育研究による学修成果に対応した修了後の進路を次の通り想定する【資料6】。

(1) スポーツ教育モデル 修了後の進路及び就職先

- ・専修免許状を有する中学校保健体育教諭
- ・専修免許状を有する高等学校保健体育教諭
- ・部活動指導員 等

(2) 地域のスポーツ指導モデル 修了後の進路及び就職先

- ・地域スポーツ指導者
- ・スポーツ政策に関わる行政職
- ・競技スポーツチームのマネジメント業務
- ・競技スポーツチームにおける指導者 等
- ・総合型地域スポーツクラブにおける指導者、クラブマネージャー 等

(3) 地域の健康支援モデル 修了後の進路及び就職先

- ・医療機関における健康指導者
- ・健康政策に関わる行政職
- ・健康増進センター等の指導者、マネジメント業務者
- ・総合型地域スポーツクラブにおける指導者、クラブマネージャー
- ・福祉施設等の健康運動指導員 等

【資料 6】学修成果に対応した修了後の進路等（概念図）

第2 修士課程までの構想か、または博士課程の設定を目指した構想か

本研究科は、修士課程までの構想とし、修士課程における教育・研究実績の蓄積に努めることとする。

第3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1 研究科の名称及び英語表記

本研究科は、人間健康学部スポーツ健康学科で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるために設置するものであり、学問領域を「スポーツ健康科学」として捉えることが適切であると判断した。

本研究科で行うスポーツ健康科学は、地域で暮らす「人」一人ひとりに焦点を当て、スポーツ・健康分野を自然科学と人文社会科学の方法論に基づいて研究することで、その効果を検証し改善を図り、新たな知見を得ることができる高度専門職業人の養成を目指すものである。よって、「スポーツ健康科学」を研究科及び専攻名に反映させ「スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻」とする。また、授与する学位の名称を「修士（スポーツ健康科学）」とする。以上を踏まえ、研究科、専攻等の名称及び学位の名称は、英訳名称も含め、以下のとおりとする。

研究科名：スポーツ健康科学研究科 Graduate School of Sports and Health Science
専攻名：スポーツ健康科学専攻 Master's Program in Sports and Health Science
学位名称：修士（スポーツ健康科学） Master of Science in Sports and Health Science

2 入学定員・収容定員

入学定員 6 人・収容定員 12 人

第4 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程編成の考え方

本研究科においては、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-」（平成 17（2005）年 9 月 5 日）及び「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30（2018）年 11 月 26 日）を踏まえ、高度専門職業人の養成に必要な教育内容を構築するにあたり、学位授与方針（DP）に定める養成する人材像を具現化するために、教育課程編成・実施の方針（CP）を以下のとおり定めている【資料 5】【資料 7-1】【資料 7-2】。

《教育課程編成・実施方針（CP）》

1. 教育内容

- (1) 広範なスポーツ・健康分野を横断した知識と、自らの専門分野における知識を深化させるために、「基礎科目」「共通科目」「専門科目」を配置する。
- (2) 高い倫理観を養成するとともに、スポーツ・健康分野における種々の課題を適切な手法を用いて分析するために、「基礎科目」「研究科目」を配置する。

- (3) 専門性の高い知識・技能を基盤にした指導力を養成するための科目として、「専門科目」に「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置する。

2. 教育方法

- (1) 「基礎科目」「共通科目」「専門科目」は講義，演習いずれかで行うとともに，発表や議論を用い，学生が主体的・能動的に学修する。
- (2) 修士論文の作成にあたっては，研究計画に従って指導教員に指導を受け，1年次で実施する，修士論文研究テーマ発表会，2年次で実施する修士論文中間報告会で，論文審査会の助言を受けて進めていく。（※長期履修制度利用者の場合は2年次以降）
- (3) 本研究科で行われる人を対象とした研究は，全てスポーツ健康科学研究科倫理委員会に申請し審査を受け，承認を得て研究を実施し，論文の作成を行う。

3. 教育評価

- (1) 各授業は，シラバスに示した到達目標の達成度に応じた評価方法を導入し，適正な成績評価によって単位を付与する。
- (2) 修士論文は，口述試験と評価ルーブリックにより審査・評価する。
- (3) 2年間の学修成果は，基礎科目（必修），共通科目，専門科目，特別研究（必修）によって行い，総合的に評価する。

【資料 5】 <再掲>名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程養成する人材像と三つのポリシー

【資料 7-1】 ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応表

【資料 7-2】 養成する人材像，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシーとの関連図

2 教育課程の特色

本研究科の授業科目は，「基礎科目」「共通科目」「専門科目」及び「研究科目」に区分し，以下の各科目区分の教育課程を系統的・段階的に編成することで，自らの中心となる専門知識と方法論の基礎を固めることを中核においた科目を配置する。

(1) 基礎科目

本科目は，本研究科の導入科目である。スポーツ・健康分野の学修並びに論文等作成の基礎となる必修科目として位置付ける。

① スポーツ健康科学特論（2単位，1年次前期，必修）

広範なスポーツ・健康分野の専門的知識を修得することを目的としている。授業は1年前期に配当し，必修科目として位置づける。各専門分野の教員（運動生理学，スポーツ栄養学，健康科学，スポーツコーチング，公衆衛生学，スポーツ医科学，健康教育，学校保健，スポーツ哲学，スポーツバイオメカニクス）がオムニバス形式による授業を展開する。

② スポーツ健康科学研究方法論（2単位，1年次前期，必修）

公正で責任ある研究を実践することができるように研究倫理観を養う。また、スポーツ健康科学分野の代表的な研究手法（文献研究，調査研究，実験研究，実践研究）を理解し，実験や調査で得られたデータの適切な分析方法を修得する。この授業は研究を実施するために必要な能力を習得し研究計画書を作成するため，必修科目とする。本講義はオムニバス形式で実施し，講義と演習形式で実施する。

(2) 共通科目

本科目は，広範なスポーツ・健康分野の中でも基盤となる科目を配置し，スポーツ健康科学を研究するために必要な科学的理解及び健康の維持・増進のための理論や知識，データの分析や解析方法を理解する科目で構成し，選択科目とする。

① 生涯スポーツ特論（2単位，1年次前期，選択必修）

健康とスポーツの関わりを通して，生き活きとした人生を送るためのライフステージに応じた生涯スポーツの推進について理解する。具体的には，学校教育とスポーツ，地域社会とスポーツ，まちづくりとスポーツ，スポーツイベント，スポーツプロモーション，スポーツツーリズム，プロスポーツ，スポーツ環境などの事象をもとに，社会と生涯スポーツの関係について理解を深める。

② 健康科学特論（2単位，1年次前期，選択必修）

健康増進につながる知見を基礎科学的見地から解説し，幼少年期から高齢期にかけての身体的機能の特性についてとらえ，健康との関連について理解を深めていく。また，生活習慣病（メタボリックシンドローム，高血圧，高血糖，脂質異常など）や高齢期における身体機能の低下について最新の知見を踏まえながら理解を深め，健康増進に関する理論を深める。さらに，地域社会における健康指導者としての役割について考えるとともに，健康分野のイノベーションについても理解を深めることを目的とする。

③ 体力科学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

体力は人間の生存と活動の基礎となる身体的能力であることを理解する。このことを踏まえ，一般人と運動鍛錬者の体力の比較，運動トレーニング及び身体不活動の体力への影響とそれをもたらすメカニズム，発育・発達と体力，体力の加齢変化と身体活動，健康の維持・増進または高齢者の身体的自立に必要な体力（全身持久力や筋力）水準について学習する。さらに，障がい者における身体活動状況や体力の現状を理解し，障がい者のための体力保持・向上のための運動トレーニングについても学習する。なお，本講義は講義形式で実施する。

④ 疫学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

疫学の基本的な用語や理論を理解するとともに，疫学の分析方法を修得することを目的とする。また，健康指標や曝露要因の意味や意義を理解し，それらを構成する健康関連情報の収集，データ処理，統計解析方法等を身につける。授業計画として，運動疫学や社会疫学をはじめとした疫学研究を事例として取り上げ，人間集団の中で出現する健康に関連する状況や事象の頻度と分布及びそれらに影響を与える規定要因を包括的に取り扱い，人々の健康保持・増進や疾病予防のあり方について探求する。

⑤ 英語講読 (2 単位, 1 年次後期, 選択必修)

英文で書かれたスポーツや健康分野の学術論文や書籍を講読する力を養うことを目的とする。テキストを中心に、海外のインターネット・ニュースなどについて文法や語句の解説も加えてスポーツや健康分野に関する基礎読解力を高め、学術的論文や書籍を英語で理解する能力や知識を身に付ける。

(3) 専門科目

本科目は、自らの専門を選択、深化させるための科目を配置し、スポーツ教育 (中学校・高等学校教諭 (保健体育)), 地域のスポーツ指導者, 地域の健康支援者に求められる専門的知識の修得に配慮した科目で構成し、選択科目とする。

なお、特に専門性の高い知識・技能を基盤にした指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置した。

① 運動生理学特論 (2 単位, 1 年次前期, 選択必修)

運動を外部刺激の一つと考え、その運動によって生体がどのように変化するのか、また運動の継続 (トレーニング) によってどのような適応が生じるのかについて理解する。特に、筋系、呼吸器系、循環器系、神経系、エネルギー代謝、体温調節系の変化や適応、またそれらの相互関係について理解を深める。また、これらを統合して、様々な対象に対して、科学的根拠に基づいた至適なトレーニング方法を探究する。さらに、運動生理学的研究アプローチの修得を目標とする。なお、本講義は主に講義形式で実施するが、グループ発表などのアクティブラーニング形式の講義も取り入れる。

② バイオメカニクス特論 (2 単位, 1 年次前期, 選択必修)

動きを力学的に定量化することの意義と方法について実践的を通して学ぶ。スポーツ選手の卓越した技術を説明する力学的メカニズム、運動傷害を引き起こす動作要因など、身体運動を力学的に分析することで初めて明らかになる有用な事実が多い。バイオメカニクスは、そのような動きの力学的な分析を扱う学問である。本授業では演習を通してバイオメカニクスのような分析方法の修得を目指すと同時に、運動指導におけるバイオメカニクスの意義を理解する。

③ スポーツ心理学特論 (2 単位, 1 年次前期, 選択必修)

体育、競技スポーツ、健康スポーツ・運動に取り組む、学習者、選手、市民、あるいは指導者等にとって、その取り組みの成果をより高いものにするための心理学的課題を取り上げて、関連する理論と最新の知見をレビューすることによって、スポーツ心理学に対する理解を深めていく。授業では、1 時間ごとに話題提供を行い、資料を読み解き、全体のディスカッションを通してスポーツに関わる人々の心理学的課題を考察していく。

④ 健康教育特論 (2 単位, 1 年次後期, 選択必修)

健康格差社会が叫ばれる中、その処方にならなければならないか、学校、職場・職域、地域における健康づくりや健康支援に関して、ヘルスプロモーションの診断・企画・実践・評価ツ

ルとしての Precede-proceed モデル(PPModel)を基礎に、ライフスキル教育、行動科学や行動経済学等の理論やモデルを活用した体系的・構造的な健康教育について探求する。その探求を通して学校、職場・職域、地域におけるリーダーとしての健康管理思考力・生活習慣改善力・健康情報リテラシー・ヘルスコミュニケーション・アサーションで構成されるヘルスリテラシーの形成を図ることを目的とする。

⑤ 公衆衛生学特論 (2 単位, 1 年次前期, 選択必修)

健康を守り、保健医療や環境や社会とのより良い関係を築き、さらにそれらをよりよく変えていくうえで必要になってくる知識やスキルと、生物医学的な見方・考え方に偏らない多様な見識とクリティカルな思考を修得することを目的とする。また受講者が自らの生き方を創出する主体であるのみならず、社会参加により平和、健康、福祉、持続的地球環境を形成するといった、世界を変えうる主体という認識を養うことを目標とする。

⑥ 地域ヘルスプロモーション特論 I (2 単位, 1 年次前期, 選択必修)

ヘルスプロモーションの起こりと歴史的背景、健康観についての歴史的変遷、健康政策の現状を講じ、ヘルスプロモーションについて理解した健康政策立案への基本的能力を修得する。また、健康づくりに関する様々な理論的観点から生活習慣病予防の具体的な知見や方法についても探究するとともに実際の現場におけるヘルスプロモーションについて学習していく。さらに、100 歳高齢社会を目指す上においてサクセフルエイジングを考え、ヘルスプロモーションの理論と事例について学ぶとともに、百寿社会の展望について考えていくことを目的とする。

⑦ スポーツ健康栄養学特論 (2 単位, 1 年次後期, 選択必修)

何をどれだけ摂取するだけでなく、いつ・何をどれかで摂取するかという時間栄養学の概念を用いて健康のための食事やスポーツパフォーマンス向上のための食事法について理解を深める。さらに、これらの食事法について、根拠になる論文を講読しながら授業を展開し、論理的・批判的思考力を養うことを目的とする。さらに、この分野で測定手法を理解した上で、それらを活用しながら適切な食事法や改善法を指導できる能力を修得する。なお、本講義は主に講義形式で実施するが、グループ発表などのアクティブラーニング形式の講義も取り入れる。

⑧ コーチング特論 (2 単位, 1 年次後期, 選択必修)

種目特性に応じたコーチングの原則及びコーチング理論と方法論、トレーニングのあり方について理解する。ジュニアから高齢者まで競技選手はもちろん、健康づくりやパフォーマンス向上など対象者に応じたトレーニング指導とコーチングについて学ぶ。テーマを設定し、テーマに関する文献を読み、効果的にトレーニング・コーチングを行うための問題解決法や評価法を取り上げて検討を加えるとともに、地域社会や部活動での実践事例を踏まえながらディスカッションを展開する。

⑨ スポーツマネジメント特論 (2 単位, 1 年次後期, 選択必修)

スポーツマネジメントの基礎理論を理解した上で具体的な、現代的なスポーツマネジメント研究の課題や具体的なスポーツ組織におけるマーケティングやリーダーシップ行

動など、マネジメントのあり方について議論する。具体的には①スポーツとマネジメントの生成と発展、②スポーツ事業のマネジメント、③スポーツ組織と人事マネジメント、④スポーツ施設のマネジメントの4つの視点からスポーツマネジメントの基本的な考え方や理論を講義する。

⑩ スポーツ医科学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

スポーツ活動と医科学は様々な面で連携し、運動能力向上のみならず、超高齢化や地球温暖化などが進行する社会の持続可能な発展・維持に貢献する役割を持つことへの理解を深めることを目的とする。スポーツや運動の健康増進や疾患の予防効果は、広く認識されており、社会からの期待も大きい。発展が著しい基礎医科学と解析技術に注目しながら、運動が代謝、ミオカイン、ミトコンドリア、炎症抑制、ストレス耐性などへ及ぼす効果について理解を深める。運動の作用メカニズムの理解から、運動の健康増進や疾患予防への適切な応用へと展開する。

⑪ スポーツ文化特論（2単位，1年次後期，選択必修）

2011年6月にスポーツ基本法が公布され、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と明記された。スポーツに対する社会的な期待は大きい一方で、2018年にはスポーツ界の不祥事がマスメディアにおいて大きく取り上げられた。本授業ではスポーツ文化の功罪について、哲学と歴史の観点から検討する。スポーツ文化論の知見を提示しつつ、現在進行形で生じているスポーツの諸問題についてディスカッションを行う。

⑫ 保健体育科教育特論Ⅰ（2単位，1年次後期，選択必修）

体育科教育学，保健科教育学，教師教育学に関連する国内外の重要文献を取り上げ、保健体育科のカリキュラム論，目標・内容論，方法論，さらには専門性開発論などについて討議し，これまでの教科の授業実践及び教育研究の成果や課題，今後のあり方について探求する。そして，自己のみならず，他者の専門性開発を支援できるよう，教師教育の視座からその理論と方法について理解を深める。

⑬ 健康心理学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

現代社会における健康問題に対する心理社会的関連要因をレビューする。さらに、メンタルヘルスの本質理解を深め、メンタルヘルスにかかる健康教育や、健康政策の策定にかかる心理学的役割、社会疫学的視点について学生とともに探求する。また、その展開を踏まえ、学生自らの心の健康に対する予防的対処スキルの修得を目指すとともに、学校、地域といった集団の心身の健康に対する予防的な実践活動の方法論について検討することを目的とする。

⑭ 体力測定評価学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

スポーツと健康の観点から、ライフステージに応じた体力及び運動能力の測定法、評価法の基礎や解析方法について実践を通して修得し、運動指導や研究での活用方法を身に付けることを目的とする。実際に形態測定や体力測定を行い、得られた測定結果を正しく分析・評価することで、対象者の特性に適した活用方法について議論を展開する。本講義は、講義と演習形式で行う。

⑮ 老年学特論（2単位，1年次後期，選択必修）

「老化」の科学的仕組みと老化に伴う病気や健康障害について学び，健康長寿や老化関連疾患の予防にどのように対処するかについて探求することを目的とする。本特論では，まず生命現象としての「老化」について，遺伝子・細胞・個体レベルで，概念や生物学的メカニズムについて理解を深める。続いて認知機能，運動機能，生活習慣病などの健康障害や老年病に関して理解を深める。最後に抗老化処方現状についても紹介しながら，健康社会への貢献への議論を展開する。

⑯ 学校保健特論（2単位，1年次後期，選択必修）

児童生徒，学生及び職員の健康の保持増進を図り，学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するために，学校保健を構成する保健管理と保健教育及び保健組織活動について理解を深め，特に児童生徒の心身の健康状態や発育発達の実態と，それらに影響を及ぼす様々な物理的環境要因や心理社会的要因の詳細，健康問題に対する学校健康教育・ヘルスプロモーションの役割等について探求することを目的とする。加えて，ヘルスプロモーションの理念に基づく学校保健活動を企画，調整，促進することのできる能力を養う。

⑰ 伝統武道特論（2単位，2年次前期，選択必修）

武道に内在する日本文化の本質を理解し，スポーツと異なる日本伝統武道の特質の理解を深めていくと同時に，武道全般にわたる基礎知識を的確に把握する。その上，沖縄伝統空手の歴史的変遷について考察していく。

⑱ スポーツ倫理特論（2単位，2年次前期，選択必修）

スポーツに顕在・潜在化する問題を倫理学の観点から考察することによって，保健体育科教員・スポーツ指導者に求められる規範を再考することを目指す。スポーツ哲学の領域において用いられる倫理学理論の解説を行い，スポーツの問題を論じていく。具体的には，スポーツにおけるトラッシュトークの問題，連帯責任の問題，大差で勝利することの是非，プレイオフの是非を扱う。

⑲ 運動処方特論（2単位，2年次前期，選択必修）

身体活動（運動トレーニング），生活習慣病（非感染性疾患）及びこれらのリスクファクターとの関連性（または，量一反応関係）を学修する。次に，運動に対する心臓血管系と代謝系の応答を理解し，運動負荷試験法を修得する。これらの理解をもとに，安全性，身体状況，性及び年齢等を考慮した生活習慣病予防に有用な運動処方を作成できる能力を修得する。さらに運動処方に関連する学術論文を適時紹介し，生活習慣病予防のための運動処方の理解をさらに深める。なお，本講義は講義形式で実施する。

⑳ 地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ（2単位，2年次前期，選択必修）

健康的な公共政策づくり，健康を支援する環境づくり，及び地域活動の強化を柱とし，よりよい健康のための行動をとることができるような地域における政策について立案し，実際の現場における実践的な演習を通して健康支援人材における指導者としての個人技

術の開発・実践力を養う。また、これまで疾病対策として実施されてきた事業（ヘルスサービス）を、健康づくりの場としてとらえ見直す必要性についても政策立案・実践の両面から学修することを目的とする。

② 保健体育科教育特論Ⅱ（2単位，2年次前期，選択必修）

授業研究のスタイルを取り入れ，学校現場や大学での保健体育授業及び模擬授業の観察や補助，実践，事前・事後検討などの実践的な演習を通して，昨今の教育課題に対応できる授業設計力・運営力・分析力・省察力を養う。そして，授業研究を通じた授業改善及び教師の専門性開発を支援できるリーダー教員としての資質能力も養う。

(4) 研究科目

本科目は，スポーツ・健康分野における種々の課題を認識し，根拠に基づいた理論的な思考を行う能力を涵養する科目を配置し，学修を集大成し，修士論文の作成を目的とする「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」として配置する。

① 特別研究Ⅰ（4単位，1年次通年，必修）

スポーツ・健康分野に焦点を当て，研究テーマに関連する論文購読を通して，専門分野の理解を深める。さらに，自らの研究テーマについての研究動向を理解するとともに，研究に必要な知識・技能を身につけ，研究計画を立案する。

② 特別研究Ⅱ（4単位，2年次通年，必修）

スポーツ・健康分野に焦点を当て，研究指導を行い各テーマに基づいた論文指導を行う。自らの研究テーマに焦点を絞り，その研究の状況を適宜報告しながら，分析手法，結果の解釈，結論などの修士論文と論文発表会の指導を行い，修士論文を完成させる。

以上のように，本研究科の教育課程は，人材養成上の目的を達成するために適切に編成されており，中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」の課程制大学院の趣旨に沿ったコースワークと学位論文作成指導が有機的なつながりを持った教育課程となっている。

なお，本学では4月に始まり3月に終わる学年暦を採用している。学期制は，前期，後期に区分する2学期制である（図表2）。

図表2 2学期制

前期	後期
4月～9月 (8月～9月の夏季休業期間を含む)	10月～3月

授業期間は各学期15週間で構成され，通年科目を除き授業科目は原則として各学期で完結するため，基礎科目から共通科目，専門科目及び特別研究へと段階を踏んだ教育課程が編成されている。

第5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

1 教育方法

「第4 教育課程の編成の考え方及び特色」の項で述べた教育課程編成・実施方針（CP）を踏まえ，本研究科の教育課程は，スポーツ・健康分野に関する学修を通して，高度な専門的知識と研究力を身に付け，理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成するため，科目区分を以下のとおりとする。

(1) 基礎科目

- ① 必修科目の2科目（4単位）（「スポーツ健康科学特論」（2単位）及び「スポーツ健康科学研究方法論」（2単位））を履修し単位修得する。
- ② スポーツ・健康分野における共通科目，専門科目及び研究科目を受けるための基礎的な知識を修得する。

(2) 共通科目

- ① 共通科目の5科目（10単位）から選択科目3科目（6単位）以上を履修し単位修得する。
- ② スポーツ・健康分野における知識を修得する。

(3) 専門科目

- ① 専門科目21科目（42単位）から選択目6科目（12単位）以上を履修し単位修得する。
- ② スポーツ・健康分野に関する体系的な知識を修得し，それらを応用する指導力を養成する。
- ③ 指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置した。
※各自の研究テーマや，スポーツ健康科学研究科が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格を勘案し，専門科目を履修する。

(4) 研究科目

- ① 必修科目の2科目（8単位）（「特別研究Ⅰ」（4単位），「特別研究Ⅱ」（4単位））を履修する。
- ② 1年次に「特別研究Ⅰ」，2年次に「特別研究Ⅱ」を履修する。文献や議論等を通して学んだ知識や，これまで修得した知識や，技能等を通し，研究指導教員の指導のもと，自らの研究テーマを設定し修士論文を完成させる。

以上の科目区分について，すでに記載したとおり，基礎科目（必修科目）4単位，共通科目（選択科目）6単位以上，専門科目（選択科目）12単位以上，研究科目（必修科目）8単位の計30単位以上を履修し単位修得することとする。

2 研究指導教員の決定

学生は，出願前に研究指導教員を志望する専門分野の教員との面談を受けなければならない

い。面談に応じる教員は、自己の専門性と学生の希望を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、志望する研究指導教員の合意を得て出願する。

入学後、学生は研究課題及び研究指導教員を申請し、名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）【資料 8】は、学生の研究課題及び研究デザインに適合した指導ができる研究指導教員を決定する。

修士課程委員会は、学生に教育課程・履修方法に関する入学時オリエンテーションを実施する。研究指導教員は、学生個々の経験・能力・将来性を十分に査定し、研究指導補助教員と共同して履修指導及び研究指導を行う。

【資料 8】名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会規定（案）

3 履修指導の方法

研究指導教員は、学生が基礎科目、共通科目、専門科目及び研究科目を系統的かつ計画的に履修できるよう学生の経験・適正・能力等を客観的に評価し、個別性に応じた履修指導・研究指導を行うとともに学生が計画的に必要な科目を履修できるように助言を行う。その際、修了後の学生の進路を考慮し、履修モデルを参考に適切な履修指導を行う【資料 9-1】【資料 9-2】【資料 9-3】。

(1) 履修モデル

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格は次のとおりである。なお，本研究科においては，修了要件が 30 単位であるが，修了後の学生の進路を考慮し「基礎科目」「共通科目」「専門科目」「研究科目」において，教育研究を総合的に深化させるため，30 単位から 36 単位を修得させることとした。参考事例として 36 単位を修得させる履修モデルとした。

① 履修モデル 1（スポーツ教育モデル）

先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る，高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

② 履修モデル 2（地域のスポーツ指導モデル）

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加者に対して，データを活用したプレイヤー主体の指導を実践し，スポーツを通じた地域振興に貢献できる人材を養成する。

③ 履修モデル 3（地域の健康支援モデル）

子どもから高齢者までの健康課題に対応した健康プログラムの指導・開発ができる，地域社会に貢献できる人材を養成する。

【資料 9-1】履修モデル 1（標準：2 年）スポーツ教育モデル

【資料 9-2】履修モデル 2（標準：2 年）地域のスポーツ指導モデル

【資料 9-3】履修モデル 3（標準：2 年）地域の健康支援モデル

(2) 履修ガイダンス

事前相談時や入学時オリエンテーションにおいて、授業の履修モデルを提示し、学生の研究に直接必要となる授業科目について説明し、個々の学生の研究課題に活かすことのできる授業科目の履修を指導・助言する。

(3) 人間健康学部スポーツ健康学科の授業科目の聴講

補完的教育の実施について配慮する観点から、本研究科の学生が希望し、または研究指導教員等が必要と認める場合は、修士課程委員会の議を経て、人間健康学部スポーツ健康学科の授業科目の聴講を認める。

(4) 修学支援体制

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導教員が行う。「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を通して、論文の全体構成、資料・データ収集や分析等、論文作成の進捗を確認しながら入学から修了するまできめ細かな履修指導を行う。また教員のオフィスアワーや電子メール及びICTを活用し on-line を利用した修学支援を行う。

(5) 社会人のための配慮

学習意欲のある社会人が在職したまま就学ができるように昼夜開講授業や集中講義などを組み入れ、学修しやすい時間割の設定に配慮する【資料 10-1】。

職場の状況により 2 年間での履修が困難な場合は「名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科長期履修規程【資料 10-2】」に基づく長期履修制度を活用し取り組むことができるよう指導する。学生は長期履修モデル【資料 10-3】【資料 10-5】【資料 10-6】を参考にして研究指導教員と個別に相談しながら、3～4 年での修了に向けて履修する。

履修の手続き等については、学生の状況に応じて相談・指導を行う。履修モデルを参考にしながら、授業科目は前期・後期（通年含む）を 3～5 科目の履修とし、勤務に支障のない範囲で学修計画を立てる。また、学生数が少ないため、社会人学生の勤務状況によって、授業日や研究指導日を科目担当教員と調整することも可能である。

【資料 10-1】 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の授業時間割表（大学院設置基準 14 条特例に基づく社会人を対象とした時間も割含む）（仮編成：令和 4 年度実績）

【資料 10-2】 名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科長期履修規程（案）

【資料 10-3】 長期履修モデル 1（長期履修：3 年）スポーツ教育モデル

【資料 10-4】 長期履修モデル 2（長期履修：3 年）地域のスポーツ指導モデル

【資料 10-5】 長期履修モデル 3（長期履修：3 年）地域の健康支援モデル

4 研究指導の方法

前述のとおり、「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を担当する研究指導教員は、自己の専門性と学生の希望を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、志望する研究指導教員の合意を得て出願することとしている。また入学後、学生は研究指導教員等の指導のもとに研究活動を行い、その結果をまとめた修士論文を提出し、論文審査に合格する必要がある。なお、出願時に学生が希望する研究指導教員を選定する際の参考資料として、教員の専門分野、研究テー

マ等を「大学院案内」等に掲載し、募集要項に添付する。

研究指導は、下記に示すスケジュール及び内容で実施し、修士論文を完成させる【資料 11-1】【資料 11-2】【資料 11-3】。

<1年次>

(1) 指導教員の決定（1年次4月）

- ① 入学時オリエンテーションにおいて、本研究科の教育課程の構成、各授業科目の概要及び履修の流れ、修士論文作成の概要等の説明を行う。
- ② 入学願書提出時に提出された研究テーマ、研究計画書要旨、希望指導教員等の資料に基づき、学生と教員は面談を行い、双方合意のもと研究指導教員を決定する。
- ③ 研究指導教員決定後、「特別研究Ⅰ」を通して修士論文作成に向けた研究指導を実施する。

(2) 研究テーマの設定及び研究計画の決定（1年次4月～2月）

入学願書とともに提出した希望研究テーマ、研究計画要旨の内容及びこれまで履修した科目、研究科目での学びを踏まえ、学生と研究指導教員が協議し決定する。

(3) 修士論文審査会を設置し、主査・副査の決定（2月）

修士論文審査会は、3人の審査委員をもって構成し、担当研究指導教員以外の研究指導教員1人を主査とし、副査は担当研究指導教員と他の研究指導教員を研究科委員会において選出し、厳格かつ透明性をもつよう努める。

(4) 修士論文研究テーマ発表会の実施（2月下旬から3月）

- ① 研究計画書の提出及び研究計画書のプレゼンテーションをもとに、修士論文審査会による審査を行う。修士論文審査会は、必要に応じて研究計画への助言や改善点の指摘等を行う。
- ② 改善点を踏まえた研究計画書について、承認が得られる内容であれば研究計画の完成を認めその実行を許可する。

(5) 研究計画書の提出及び倫理審査等（3月～5月）

学生は、決定した研究題目について研究計画書を作成し研究科長に提出する。

研究指導教員は、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究方法、研究対象者への倫理的配慮等について指導する。^{※1)}

また、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施及び高い倫理観の涵養のため、研究計画書に基づく研究を開始する前に、3月から5月を目処に、倫理委員会の審査を受けることとする。^{※2) ※3)}

審査後、学生は研究計画書に基づき研究を開始する。研究指導教員は、研究の開始から論文作成まで、文献講読、実験、調査、観察の作成等について「特別研究Ⅰ」を踏まえ、次年度の「特別研究Ⅱ」を通して指導を継続していく。

※1) 倫理的配慮に関わる指導

本研究科は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年度文部科学省・厚生労働省告示第3号）」に沿って、

スポーツ健康科学研究方法論や特別研究を通して、定期的な研究倫理教育を実施する。これらの研究倫理教育・研修により、責任ある研究行動をとるために必要な知識及び態度を維持・向上させ、不正行為を未然に防止する。

研究指導教員は、各学生の研究遂行課程において、各研究段階に生じやすい倫理的問題を示し、問題の未然防止に向けた指導を行う。さらに研究指導教員は、研究者としての規律に従い学生の模範となるよう自ら行動を示し、学生が自己の行動規準を明確に、それを確立して自律的に行動できるよう指導する。また、研究計画書に記述した事項を遵守し、研究を遂行するよう学生を指導する。

※2) 人を対象とした研究の指導

人を対象に研究を行う学生に対しては、教員は、研究への協力者の人権を尊重し、個人情報に配慮する必要性を指導する。学生は研究計画書審査に合格後、研究指導教員の承認の下に、「名桜大学研究倫理に関する規則」【資料 11-4】、及び「名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科倫理委員会規程(案)」【資料 11-5】に基づき設置される研究倫理審査委員会による研究倫理審査を受け、学長の許可を得る必要がある。

学生は、研究倫理審査規程に従い、研究倫理審査申請書に研究題目、研究目的、研究予定期間、研究の概要、実施場所に加えて、倫理的配慮（人権の擁護、同意を得る方法、不利益及び危険性の予測、判断の乏しい対象者への対処、個人情報の保護）、インフォームド・コンセントの受領及び研究成果の公表等の内容を記載した研究計画を添えて研究倫理審査を受ける。研究指導教員は、学生の研究計画の進行状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。なお、研究倫理審査委員会は、名桜大学研究倫理に関する規則に基づき、学生が倫理的に配慮し研究計画を立案できているか否かを適正に審査し結果を通知する。

※3) e-learning 講座等の活用による研究倫理に関する自己学習の奨励

学生は、「研究科目」の授業科目の履修により研究成果を産出する過程において必要となる倫理的知識・技術・態度を学習する。また、本学では「環太平洋地域文化研究所」が主催する研究倫理コンプライアンス研修の毎年の受講を全教職員及び大学院生に義務づけている。また、国際基準を満たす倫理基準を時と場所を選ばず自己学習ができる研究者行動規範教育提供用 e-learning 講座（The Research Ethics Education. APRIN e ラーニングプログラム、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]）の受講も義務としている。入学時オリエンテーションにおいて、研究倫理コンプライアンス研修及び e-learning 講座受講を案内し、大学院生が確実に受講できるように指導する。本学では学生に e-learning 講座の受講を 3 年に 1 回義務付けているため、学生の入学前の受講状況を確認した上で、入学後は指導教員が確実な受講を指導する。

<2 年次>

(1) 研究計画の実行（4 月から 11 月）

承認された研究計画に基づき研究を実行する。

(2) 修士論文中間発表の実施（8 月）

これまで実施してきたデータ収集や分析等の研究結果についての中間発表会を実施する。中間発表会は、必要に応じて研究への助言や改善点の指摘等を行い、引き続き修士論

文完成までの作業を継続する。

(3) 修士論文の提出（12月）

論文審査を受けようとする学生は、学位論文審査願（様式第1号）、論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部添えて、所定の期限までに研究科長へ提出する。

(4) 修士論文審査会による論文審査及び最終試験（1月から2月）

- ① 修士論文審査会は、提出された修士論文を厳正に審査し、論文内容に関する口述試験を行い、その結果を研究科委員会へ報告する。
- ② 修士論文審査会は、審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言を行う。
- ③ 学生は、論文審査及び最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。

<修士論文審査基準>

名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻における修士論文の審査は、養成する人材像及び学位授与方針を踏まえ、以下のような評価観点及び審査基準や、論文審査委員会での審議経過等に基づいて総合的に評価する。

(1) テーマ、問いの設定

修士論文として適切なテーマ・問いが設定されているかどうか評価する。

(2) 既存の知見・背景の理解

先行研究の適切な収集と批判的講読ができ、研究分野の背景が理解できているかどうかを評価する

(3) 方法と分析の視点

問いを解決する方法が適切であるかどうかを評価する。

(4) 結果、考察、結論

結果の提示が適切であり、得られた結果の解釈と結論の導き方に論理的矛盾がないかどうか評価する。

(5) 社会的価値

得られた知見の新規性とその知見が社会的価値があるかどうか評価する。

(5) 修士課程修了の合否判定（2月）

研究科委員会において、修士論文の審査及び口述試験の判定結果及び単位修得状況により修士課程修了の合否判定を行う。

(6) 修士論文発表会（2月）

修士論文審査会で合格した修士論文を公開で発表する。修士論文発表会は、各学生の発表によるプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び修士課程在学学生並びに学部生に公開する。

(7) 修士課程の修了・学位の授与（3月）

学長は、研究科委員会の意見聴取に基づいて、該当者の修士課程の修了を判定し、「修士

(スポーツ健康科学)」の学位を授与する。

【資料 11-1】名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項（案）

【資料 11-2】修士論文研究指導スケジュール（2年で修了する場合）

【資料 11-3】修士論文研究指導スケジュール（長期履修生：3年で修了する場合）

【資料 11-4】名桜大学研究倫理に関する規則

【資料 11-5】名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科倫理委員会規程（案）

5 修了要件

修了要件は、大学院に2年以上在学し、その在学期間中に、必修科目12単位、共通科目の選択科目から6単位以上、専門科目から12単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。

6 学生の厚生に対する配慮

本学に在籍する学生の保健管理及び健康の保持増進に関する指導は、名桜大学保健センターと連携のもと学校医と保健指導員、カウンセラー、看護師を置き、身体的・精神的な健康相談・助言・指導を行う。また、研究指導教員以外の教員をアドバイザーとし、研究指導に関わる相談に応じやすい状況をつくり、アカデミック・ハラスメント等の問題発生を未然に防止する。全教員は「ハラスメント防止規程」^{注12)}、^{注13)}に従い、その防止に積極的に取り組み、快適な環境づくりに努めるとともに、学生の利益の保護を図る。定期健康診断は、毎年春に、学校保健法に基づく定期健康診断を実施し必要に応じて直接校医による保健指導を実施する。勤務先等において健康診断を受けている学生の場合は、その健康診断票を提出することにより本学の定期健康診断に代えることができる。

また、学生生活を送る上で対人関係やアパート及びアルバイト等の日常生活に関する相談は、学生課が対応する。

学生課と連携して学生教育研究災害保険へ加入し、学生が安心して教育・研究に専念できるようにする。

注 本学ホームページ公開資料

12)名桜大学アカデミック・ハラスメント防止規程

https://www.meio-u.ac.jp/campus/assets/2021_R_Academic_hara.pdf

13)名桜大学セクシュアル・ハラスメント防止規程

https://www.meio-u.ac.jp/campus/assets/2021_R_Sexual_hara.pdf

7 学生に対する就学上の支援の充実

勤務しながら学べるように、教員・学生の相談により、昼夜、夏季、冬季休暇中等において授業を開講する等の配慮を行う。

本学では大学院学生研究支援補助を行っており、学生は申請のもと補助金（年間1人当たり26,000円）を使用できる。

さらに、「名桜大学ティーチング・アシスタント、ステューデント・アシスタントに関する申し合わせ（平成26年2月17日制定）に基づき、TA（ティーチング・アシスタント）とし

て任用し、経済的支援（1,200円）/時給」をする。

なお、既存の他の大学院研究科においては毎年学生を対象に学生生活アンケートを実施し、学生の意見を環境整備に反映させているが、本研究科修士課程についても同様に実施し、学生の声を改善に活かしていく。

第6 基礎となる学士課程と修士課程の関係

本学の人間健康学部はスポーツ健康学科と看護学科の2学科で構成され、「人間の生き方」「人間が心身を充実させてよりよくいきること」を学ぶことを基本理念として、「スポーツ」「健康」「看護」を通して科学的に探求・究明することによって「健康支援人材」及び「看護職」を養成することとしている。看護学科にはさらに高度な看護職者と看護研究者を養成するために大学院看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）が設置され、基礎となる学士課程と本研究科との連携が可能となっている。

本研究科の基礎となるスポーツ健康学科においては、2年次から「スポーツ領域」と「健康領域」の2つの領域に分け専門教育を実施している。「スポーツ領域」は、スポーツパフォーマンス向上やアスリートの養成、スポーツ指導者、コーチ及び保健体育教員の養成を目指すために必要なスポーツ科学や実践を学ぶ。「健康領域」では、ヘルスプロモーション、福祉・心理系科目を中心に、養護教員の養成、健康運動指導士などの健康系の免許・資格修得と自身の健康、社会全体のウェルネスを向上させるための理論や方法論を学ぶこととしている。このような学びを通して、「スポーツ健康学科では、人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援人材の養成を目指している。」

本研究科においては、スポーツ・健康分野を中心的な学問分野として高度専門職業人としての健康支援人材を養成することとし、高度な教育研究活動を展開することとしている。そして、総合性に秀でた知的な技法の伝達と、人間の健康に対する深い洞察力の涵養に努める。さらには、自己の専門分野を「重点的」に学び、知識・技能を高め、将来その専門分野を生かすことができるスペシャリストであると同時に、学び研究した知識・技能を総合的な知見から客観的に評価できるジェネラリストを養成することを目指す。

以上のことから学部と本研究科におけるスポーツ健康科学研究の深度の違いを表すと、学部においては、すでに立証されている理論や方法論をもとに主体的に実践するという段階にとどまるものであり、一方、本研究科で行うスポーツ健康科学は、地域で暮らす「人」一人ひとりに焦点を当て、スポーツ・健康分野を自然科学と人文社会科学の方法論に基づいて研究することで、その効果を検証し改善を図り、適切な研究手法を用いて、新たな知見を得ることを目指すものである【資料12】。

【資料12】基礎となる学士課程と修士課程との関係

第7 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入し、社会人が就業を継続しながら大学院において学修するための教育的な配慮を行う。

社会人が離職することなく就学できれば、既に活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を即時現場に還元することが可能になる。

1 修業年限

本研究科の修業年限は、2年間を基本とする。「大学設置基準14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入により、社会人学生は希望に応じて最大4年間まで計画的に履修することを可能とする。

なお、長期履修制度による修業年限を決定する際には、社会人学生が現在就業している施設・機関の就労状況を考慮した上で、研究指導體制を工夫し、無理のない履修計画を立てられるように配慮する。

2 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

本研究科を修了するためには、30単位以上を取得する必要がある。大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の適用を受けた学生は、夜間その他特例の時間に開講する授業時間から履修し、単位を取得できる。授業は、社会人への便宜を図るため、授業時間割の決定にあたっては、十分な調整を行う。夜間は第6時限（18時15分から19時45分）及び第7時限（20時から21時30分）に開講する。具体的な社会人を対象とした時間割を示す【資料10-1】。

【資料10-1】 <再掲>大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の授業時間割表(大学院設置基準14条特例に基づく社会人を対象とした時間も割含む)
(仮編成：令和4年度実績)

(2) 研究指導の方法

研究指導教員及び研究指導補助教員は、前述の「第5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に準じ研究指導を行い、直接あるいは情報ネットワーク等を活用し、学生との情報交換を密に行う。また、具体的な研究指導計画を立案し、これに基づき学生が目標達成できるよう指導を展開する。学生には、オフィスアワーの活用を促す。

3 図書館・情報ネットワークの利用確保

(1) 図書館

教育・研究に支障が生じないように、電子ジャーナルの導入を積極的に進め、24時間使用できる体制とする。

(2) 情報ネットワーク

41頁の「第12 施設・設備等の整備計画」の(2)で後述する、学生の研究室兼自習室においてもパソコンを学内LANに接続できる。また、昼夜問わず学生の研究室兼自習室の端末から自由に情報ネットワークを使用できる。

4 教員の負担の程度

各教員の開講科目数は特定の教員に過度に集中することがないように配慮するとともに、大学院の授業を担当するすべての教員の負担ができる限り均等になるよう編成する。また、学科教員が大学院の教員を兼ねることから、大学院担当教員に過度の負担がかからないよう、大学院の科目を持たない教員との学部の授業分担を調整するなど、全体として教員の授業担

当時間がほぼ同程度になるよう留意し、教員自身の研究時間の確保にも配慮してカリキュラムを設定する。さらに、本学の教員に対する裁量労働制に基づき、例えば夜間に授業を行う日には出勤時間を遅くする、授業を持たない曜日を週1日以上設けるなど、教員の負担軽減に最大限配慮する。

5 入学者選抜の概要

「14条特例」によって履修する社会人学生は、後述（「第9 入学者選抜の概要」）する「社会人選抜」の枠組みでの入学者選抜試験を実施する。なお、学生募集の段階で、前述した3つの長期履修モデルを提示し、広報するとともに、入学者選抜試験の面接試験において、学修条件について確認を行う。

第8 取得可能な資格

すでに学部での教育において、中学校教諭一種免許状（保健体育）と高等学校教諭一種免許状（保健体育）を所有している者は、本研究科で新たな24単位以上を取得することによって保健体育の専修免許状を取得することができる（教職課程認定申請中）

なお、一種免許状未取得者が入学した場合、以下の通り、学科開設科目学部での開設科目の履修などにより、一種免許状及び専修免許状を取得できるようにした。

1 履修を認める要件

人間健康学部スポーツ健康学科で取得できる教員免許状は、教育職員免許法に定められた①「教育の基礎的理解に関する科目等」及び、②「教科及び教科の指導法に関する科目」、③「大学が独自に設定する科目」④「その他の指定科目」を履修し、所定の単位を得た者に対して、中学校一種（保健体育）、高等学校一種（保健体育）の免許状が交付される。

本研究科に一種免許状未取得者(保健体育)が入学した場合、スポーツ健康学科が開設する授業科目と専修免許状に必要な科目を計画的に履修できるように、履修要件を以下の通り定めた。【資料13】。

ア 基礎資格として学士の学位を有すること。

イ 「②教科及び教科の指導法に関する科目」の科目区分「教科に関する専門的事項」の必要な事項「体育実技」「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）」「生理学（運動生理学含む。）」「衛生学・公衆衛生学」「学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)」を取得済又は読み替えが可能であること。

ウ 「④その他の指定科目」の科目区分「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」を取得済又は読み替えが可能であること、とした。

なお、上記の履修要件を満たしたものは、次の科目を履修すること。

ア 「①教育の基礎的理解に関する科目等」の33単位中、科目区分の「教育実践に関する科目」の7単位を含め、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から17単位を履修する

こと。

- イ 「②教科及び教科の指導法に関する科目」の科目区分「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）8単位を履修すること。
- ウ 「③大学が独自に設定する科目」の科目区分の「大学が独自に設定する科目」の1単位を履修すること。

なお、実際の運用に当たっては、学生の既修得単位数を踏まえた履修指導を行う。

【資料 13】 人間健康学部スポーツ健康学科における一種免許状（保健体育）取得に係る履修要件及び提供科目

2 教職に関する学科教職科目及び研究科科目の履修方法

本研究科は、「大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例」を導入し、夜間、その他特例の時間に開講する科目を履修し、無理なく一種免許状及び専修免許状が取得できるよう配慮している。

1) 2年間で履修する場合

学科教職科目と本研究科の科目の学期ごとの具体的な修得単位数について、学科教職科目は、1年目に8単位（前期4単位、後期4単位）、2年目に18単位（前期12単位、後期6単位）、計26単位を修得する。

また、本研究科の科目は、1年目に30単位（前期14単位、後期16単位）、2年目に6単位（前期2単位、後期4単位）計36単位を履修することとした（図表3）。

図表3 学科教職科目単位数及び修士課程履修単位数（標準：2年）

項目	年次		合計			
	1年次 前	2年次 後	1年次 前	2年次 後		
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	0	7	6	17
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	0	4	4	0	8
	大学が独自に設定する科目	0	0	1	0	1
	教職履修単位合計	4	4	12	6	26
研究科科目	基礎科目	4	0	0	0	4
	共通科目	4	2	0	-	6
	専門科目	6	10	2	0	18
	研究科目	0	4	0	4	8
	修士課程履修単位合計	14	2	4	4	36
学科教職科目単位数及び研究科履修単位合計		18	20	14	10	62

2) 3年間の長期履修する場合

学科教職科目と本研究科の科目の学期ごとの具体的な修得単位数について、学科教職科目は、1年目に4単位（前期2単位、後期2単位）、2年目に16単位（前期6単位、後期10単位）、3年目に6単位（前期4単位、後期2単位）、計26単位を修得する。

また、本研究科の科目は、1年目に24単位（前期12単位、後期12単位）、2年目に8単位

(前期 4 単位, 後期 4 単位), 3 年目に 4 単位 (前期 0 単位, 後期 4 単位), 計 36 単位を履修することとした (図表 4)。

図表 4 学科教職科目単位数及び修士課程履修単位数 (長期履修 : 3 年)

項目	年次		1 年次		2 年次		3 年次		合計
	前	後	前	後	前	後	前	後	
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	2	2	5	4	2	17	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	0	0	4	4	0	0	8	
	大学が独自に設定する科目	0	0	0	1	0	0	1	
	教職履修単位数合計	2	2	6	10	4	2	26	
研究科科目	基礎科目	4	0	0	0	0	0	4	
	共通科目	4	2	0	0	0	0	6	
	専門科目	4	10	4	0	0	0	18	
	研究科目	0	0	0	4	0	4	8	
	修士課程履修単位数合計	12	12	4	4	0	4	36	
学科教職科目単位数及び研究科履修単位数合計		14	14	10	14	4	6	62	

3 指導教員による一種免許未取得者への履修指導

学生は, 出願前に志望する専門分野の指導教員予定者と面談を受けることとなっていることから, 面談に応じる指導教員は, 学生の研究計画・修了後の進路及び学部における既修得単位の状況を確認し, 長期的な履修が可能か判断した上で, 計画的な科目履修ができるように助言を行うこととしている。その際, 「単位修得証明書」と「学力に関する証明書」に照らし, 「履修モデル 1 (標準 : 2 年) スポーツ教育モデル (一種免許状未修得者モデル)」及び「履修モデル 2 (長期履修 : 3 年) スポーツ教育モデル (一種免許状未修得者モデル)」並びに「教職課程のてびき」を基に適切な履修指導を行う【資料 14-1】【資料 14-2】。

【資料 14-1】履修モデル 1 (標準 : 2 年) スポーツ教育モデル (一種免許状未修得者モデル)

【資料 14-2】履修モデル 2 (長期履修 : 3 年) スポーツ教育モデル (一種免許状未修得者モデル)

第 9 入学者選抜の概要

1 目的

本研究科においては, スポーツ・健康分野に関する学修を通して, 高度な専門的知識と研究力を身に付け, 理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

この目的を達成するために, アドミッション・ポリシー (入学者受入方針) を明示するとともに適正かつ公正な入学試験を実施する【資料 5】。

2 入学者受入方針

《入学者受入方針》(AP)

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の教育研究目的を理解して, 本研究科への入学を希望する次のような学生に対して多様な入学者選抜方法を用いて受け入れ

る。

- (1) スポーツ健康・分野の基礎的な知識と論理的思考力、文献読解力を有している。
- (2) 地域社会に広く還元する意欲とコミュニケーション能力を有している。

【資料 5】 <再掲>名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程養成する人材像と三つのポリシー

3 入学定員

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程 6人

4 出願資格

大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者
- (11) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者

5 入学者選抜方法

(1) 一般選抜

本学、他大学を問わず、学部を卒業又は卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に入学試験を行う。入学試験では、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力を十分評価できるよう、書類審査、筆記試験及び面接試験を実施する。

① 筆記試験

スポーツ・健康分野における基礎問題（基礎的知識、論理的思考力、文献読解力を測る）を課すとともに、英文和訳問題を課し、修士論文に最低限必要な語学力の判断・評価をするための語学試験（英語）を実施する。

② 面接試験

将来についての構想、学習の意識・意欲、大学院在学中の生活設計などについて面接試験を実施する。

(2) 社会人選抜

一般選抜とは別に、スポーツ・健康分野に関連する経験を有する社会人を受入れるため社会人選抜を実施する。学部卒業後2年以上の実務経験ないしは活動経験を有する者、または、高等学校卒業後4年以上の実務経験ないしは活動経験を有する者で大学を卒業した者と同等以上の学力及び能力を有すると認められた者。社会人選抜では、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力を十分に評価できるよう、書類審査、筆記試験及び面接試験を実施する。

社会人特別選抜では、筆記試験において、スポーツ・健康分野の基礎的な知識に加え、これまでの職務経験を通じてどのような取り組みをし、どのようにスポーツ・健康分野への関心や認識を醸成してきたかといったことを評価する。

本研究科は、「第7 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施」の項で述べたように、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入し、社会人が就業を継続しながら大学院において学修するための教育的な配慮を行う。

① 筆記試験

スポーツ・健康分野における基礎問題（基礎的知識、論理的思考力、文献読解力を測る）を課すとともに、これまでの職務経験に関する問題を課し、どのようにスポーツ・健康分野への関心や認識を醸成してきたかといったことを判断・評価するための試験を実施する。

② 面接試験

将来についての構想、学習の意識・意欲、大学院在学中の生活設計などについて面接試験を実施する。

(3) 選抜体制

入学試験を適正かつ公正に実施することを目的に、学長を本部長、研究科長を副本部長及び研究科委員会メンバーを中心とした「スポーツ健康科学研究科入学試験実施本部」を組織し、各部署に教職員を適切に配置した万全の体制をとる。

入学試験の準備・実施計画の作成、試験結果の集計、発表、手続き及び試験監督者等の選出

などの業務は、大学院スポーツ健康科学研究科入学試験実施本部が指名した教職員が行う。

大学院スポーツ健康科学研究科入学試験実施本部は、入学試験担当の教職員の役割分担表を作成する。さらに詳細な実施要項、監督要領を作成するとともに、入学試験実施前に担当者への説明会を開催し、関係する教職員が各自の役割や試験全体の流れを把握できるよう周知徹底を図る。

第10 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織編成の考え方

本研究科の教育課程は、基礎科目、共通科目、専門科目を体系的に履修するコースワークと研究科目により構成させる。教員組織は原則として、高い教育実績、研究業績及び研究指導実績を有する本研究科の専任の教授及び准教授並びに助教で組織する。

2 教員配置

本研究科担当の専任教員は13人であり、9人が教授、2人が准教授、1人が講師、1人が助教の職位である（図表5）また、2人の兼任教員と9人の兼任教員を配置する。専任教員の年齢構成は、70歳代が2人、60歳代が2人、50歳代が6人、40歳代が1人、30歳代が2人で、教育研究活動における高度な指導力を有する教員が配置されている。また、教員の専門分野である、運動生理学、スポーツ栄養学、健康科学、スポーツコーチング、公衆衛生学、スポーツ医科学、健康教育、学校保健、スポーツ哲学、スポーツバイオメカニクス等の各種専門分野の中から、自らの研究課題に沿った分野をより深く学修することに加え、他分野の専門知識にもより広く触れることで、総合的な知見を基にしたアプローチから総合科学である「スポーツ健康科学」を探究できるようにする。このうち9人は、博士の学位保有者である。

図表5 職位別の専任教員の年齢分布（開設時）

職位	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	-	-	1 (1)	4 (3)	-	2 (2)	2 (1)	9 (7)
准教授	-	1 (1)	-	1	-	-	-	2 (1)
講師	-	-	-	1	-	-	-	1
助教	-	1 (1)	-	-	-	-	-	1 (1)
合計	-	2 (2)	1 (1)	6 (3)	-	2 (2)	2 (1)	13 (9)

※（ ）の数は、博士の学位保有者を表し、内数である。

3 教員採用計画

公立大学法人名桜大学就業規則第19条により、本学教員の定年は満65歳と規定されているが、公立大学法人名桜大学特任規程第3条により、開設時に定年を超えている教員4人については、任期付き特任教員制度で雇用し、再任も可能である。^{注14)}

再任あたっては、公立大学法人名桜大学特任教職員規程第4条第2項の規定に基づき【資料15-1】①優れた研究業績や教育上の業績がある場合、②担当スポーツ・健康分野に的確な後任者がいない場合、③その他、該当者の人格・意見・健康状態等を総合的に判断し、決定する。なお、完成年度の後任採用計画としては、本学在籍教員に加え、新規採用者を募集していく予定である。

採用に関しては、学外からの後任補充を検討しつつ、将来本学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程を担当できる学内教員の育成を推進する。

完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用及び育成を行うこととし、退職する教員と新たに就任する教員との教育研究上の断絶が発生しないよう、適切な対応措置を講じる。

本課程の完成年度（2025（令和7）年度）以降の教員採用計画は、以下の通りである（図表6）。

図表6 完成年度以降の教員採用計画

年度	任期を迎える特任教員	教員組織の採用計画
2025（令和7）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。
2026（令和8）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。
2027（令和9）年度末	-	
2028（令和10）年度末	-	
2029（令和11）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。

※任期を迎える特任教員4人は、完成年度までは確実に在任し（公立大学法人名桜大学特任教員規程第3条第2項）、それ以降も延長することが可能である。

○ 教員配置の将来構想

定年を超える教員が一定割合以上となっていることについて、教員組織の将来的な編制についての考え方は次の通りである【資料15-2】。

- ① 任期を迎える特任教員4人の内、定年を迎える教員（完成年度末において定年をこえる教員は2人）は原則退職する（公立大学法人名桜大学特任規程第4条第2項の規定に基づき、引き続き任用する場合もある）。ただし、定年制限年齢である満70歳に満たない教員（2人）に関しては、理事会の承認を得て、引き続き、講義、研究指導を継続してあたるものとする。
- ② 定年退職に伴う教員の補充は、前述の「図表6 完成年度以降の教員採用計画」に基づき、40代、50代を中心とした若手を中心に進めていく。具体的には、それぞれの特任教員が任期を迎える年の前年度の2月中旬より職員人事調整委員会を組織し、任期を迎える年度7月下旬までに公募を開始する。そして、10月までに後任者に関する人事を決定する。
選考基準としては、十分な研究業績を有し、任期を迎える教員の専門分野・授業科目を担当することができる比較的若手である者とする。
- ③ 本研究科専任教員13名中、講義科目担当の3名（資料15-2のNo.11-13）においては、研究指導できるよう研究業績の蓄積を奨励し、令和6（2024）年度内に、他研究科同様に業績審査委員会を立ち上げ、教員の資格審査を行い、研究指導教員として配置する予定である。

【資料 15-1】 公立大学法人名桜大学特任教職員規程

【資料 15-2】 教員配置の将来構想

注 本学ホームページ公開資料

14) 公立大学法人名桜大学就業規則

https://www.meio-u.ac.jp/about/assets/20200401_syugyokisoku.pdf

4 教員育成体制

スポーツ健康科学研究科修士課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、スポーツ健康学科教員を主な対象者として、大学院スポーツ健康科学研究科 FD を毎年開催する。大学院スポーツ健康科学研究科 FD の主なテーマは、スポーツ健康科学における新たな研究手法・調査方法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研究能力の向上を目指す。

そのための取り組みとして、後述（「第 17 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み」）する「名桜大学におけるサバティカル制度」を活用する【資料 16】。

本制度では、本学専任教員の教育研究等の能力を向上させることを目的に、教育、委員会活動及び地域貢献活動に係る職務の全部または一部を一定期間（夏季休暇期間及び春季休暇期間の各 2 か月間）免除し、①学外の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させ、将来本学研究科修士課程を担当できる教員を育成することとする。2022（令和 4）年度の「サバティカル制度」を活用している 3 人の内、人間健康学部看護学科教員 1 人が本制度を活用し、博士論文等の執筆に専念している（図表 7）。

なお、これまで、サバティカル制度を活用した教員は、令和 2 年度 6 人（国際学群 3 人、看護学科 2 人、リベラルアーツ機構 1 人）、令和 3 年度 7 人（国際学群 3 人、スポーツ健康学科 2 人、看護学科 2 人）計 13 人おり、博士論文等の執筆に専念した。

図表 7 2022（令和 4）年度「サバティカル制度」実施状況（人）

教員の所属	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56～60 歳	合計
リベラルアーツ機構	－	－	－	－	－
国際学群 国際学類	2	－	－	－	2
人間健康学部 スポーツ健康学科	－	－	－	－	－
人間健康学部 看護学科	－	1	－	－	1
合計	2	1	－	－	3

※ 本学における「サバティカル制度」は、学長諮問により学内ワーキングチームで検討し答申された長期期間にわたる「サバティカル制度」を実質的に運用するために夏季休暇期間及び秋季休暇期間の各 2 か月間に限定し、実施するものである。

【資料 16】 名桜大学における令和 4 年度サバティカル制度実施要綱

第11 研究の実施についての考え方、体制、取組

1 研究の実施についての考え方、実施体制、環境整備

(1) 研究の実施についての考え方

研究の実施にあたっては、「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程」^{注15)}を整備し、運営及び管理の適正化を図っている。さらに、公的研究費使用における、会計手続きの理解不足等から生じる公的研究費の不正（不適切を含む）使用を防止するため、「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」^{注16)}を作成するとともに、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、『科学者の行動規範』（平成25年1月25日日本学術会議）に基づき、本学において研究活動を行う役員、教職員、大学院生、学部学生、研究生、留学生及び共同研究員等すべての者に対して、研究を遂行する上で求められる「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」^{注17)}を定めている。

(2) 実施体制

組織の責任体制として、「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程第3条第1項に「理事長は、法人の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として、本学全体の研究活動等の不正防止の取組を推進しなければならない」と規定している。また、同規程第4条第1項に「最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、学長とする。」と規定している。さらに、同規程第7条第1項に「公的研究費の運営・管理のための実質的な責任者と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、同第7条第2項においてコンプライアンス推進責任者を副学長とすると定め、同規程第7条第3項において、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、①全構成員に対する具体的な対策の実施、実施状況の確認、統括管理責任者への報告、②コンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督、③適切な公的研究費の管理・執行のモニタリング及び必要に応じた改善指導を行うものと定めた。また、同規程第8条第3項に「コンプライアンス推進副責任者は、各部局においてコンプライアンス推進責任者の役割の実効性を確保するため、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の公的研究費の運営・管理の確実な実施を補佐するものとする。」と規定した。これらの内部規程は、職名をホームページで機関内外に周知公表している。

本学に所属する全教職員及び在学する全大学院生（修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程）、を対象に毎年コンプライアンス研修会を開催している。コンプライアンス研修会の受講者については終了後、内容についての理解度テストを実施し、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書に自署の上、提出することになっている。業務等で研修会実施日に参加できない研究者のためには、コンプライアンス教育内容をDVDとして教材化し、受講できるように対応している。コンプライアンス教育の受講状況については毎月開催される研究費不正防止推進委員会において、受講状況を報告し、未受講者がいる場合には各部局のコンプライアンス推進副責任者（学群長、学部長、リベラルアーツ機構長、各研究科長、研究所長、事務局長）から直接該当研究者（大学院生を含む）へ確認をしてもらい確実な受講を促している【資料17】。なお、令和4年度コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修（令和4年5月30日から6月30日に実施）は、受講率100%を達成した。

【資料17】 令和4年度コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修

注 本学ホームページ公開資料

- 15) 公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程

https://www.meio-u.ac.jp/research/assets/r4_1014fuseiboshi.pdf

- 16) 研究活動上の不正行為防止ハンドブック

https://www.meio-u.ac.jp/research/assets/4_handbook-huseiboushi.pdf

- 17) 公立大学法人名桜大学における研究者行動規範

https://www.meio-u.ac.jp/about/assets/koudoukihan_r3re.pdf

(3) 環境整備

競争的資金等の運営・管理に関わるルールについては、「名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程」^{注18)}、「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程」¹³⁾、「名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・受託研究費及びその他の学外研究費に係る旅費支給内規」^{注19)}、「名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）に係る間接経費取扱内規」^{注20)}、「名桜大学個人研究費の手続きに関する内規」^{注21)}、「公立大学法人名桜大学旅費支給内規」^{注22)}、を定めている。研究資金の運用及び管理のルールについては、研究活動上の不正行為防止ハンドブック^{注16)}に研究費使用の流れをわかりやすく明記し、判断に迷うような内容については Q&A として具体的に明示している。また、不適切な事例については問題事例集として明示し、ルールと実態の乖離が漫然と見直されずにいる状況に至らないように注意を喚起している。これら規程等はすべて機関内外に周知公表している。

注 本学ホームページ公開資料

- 18) 名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程

https://www.meio-u.ac.jp/html/files/jyoho_kokai2013/kenkyuhi_kitei/03_jyosei_jigyokitei.pdf

- 19) 名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・受託研究費及びその他の学外研究費に係る旅費支給内規

https://www.meio-u.ac.jp/research/assets/7_josei_jigyokitei_ryohi.pdf

- 20) 名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)に係る間接経費取扱内規

https://www.meio-u.ac.jp/research/assets/6_jyosei_jigyokitei_naiki.pdf

- 21) 名桜大学個人研究費の手続きに関する内規

https://www.meio-u.ac.jp/about/assets/2020_meio_kojinkenkyuuh.pdf

- 22) 公立大学法人名桜大学旅費支給内規 最新版掲載

https://www.meio-u.ac.jp/about/assets/2020_meio_kojinkenkyuuh1.pdf

2 研究活動をサポートする U R A 担当者の採用及び役割・責任等

2023（令和 5）年 4 月には、研究推進体制の充実強化に向けて、URA 担当者の採用を第 70 回公立大学法人名桜大学経営審議会及び理事会において決定した。

所属を「環太平洋地域文化研究所」とし、職階は准教授または助教とし、常勤として採用することとしている。

主な任務として、（1）競争的研究資金等の獲得戦略の立案及び支援、（2）研究の推進に係る戦略に関すること、（3）研究プロジェクトの進捗管理等支援に関すること、（4）研究活

動の調査、分析、評価及び広報に関すること、(5) 研究に関する法的支援及び倫理向上への支援、(6) 上記1～5に係る企画立案、業務執行等の事務処理、その他研究支援に係る業務など。なお、当該担当者は、URA業務に専従するため、教育・研究活動は行えないことから、自らが競争的資金等の研究代表及び分担者になることはできないこととした。

第12 施設・設備等の整備計画

本研究科は、教育研究施設として、(第3研究棟)に講義室兼演習室1室及び学生研究室兼自習室2室、フリースペースを整備【資料18-1】するとともに、既存の人間健康学部実験・実習棟の一部を学部と共有する【資料18-2】。

【資料18-1】(第3研究棟)1階・2階平面図

【資料18-2】人間健康学部実験・実習棟平面図

1 校舎等の整備

(1) 講義室・演習室、教員研究室

講義室・演習室、学生研究室については、第3研究棟の1階に講義室兼演習室(50.64m²)、学生研究室兼実習室(50.64 m²)を2部屋整備するとともに、既存の人間健康学部実験・実習棟の講義室を学部と共有する。また、別添【資料10-1】の時間割表で示すとおり、授業等が開設できる教室を十分に確保できることから、教育研究上、支障は生じない。なお、教員の研究室にあっては、全専任教員に個室が整備されている。

【資料10-1】<再掲>大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の授業時間割表(大学院設置基準14条特例に基づく社会人を対象とした時間も割含む)(仮編成：令和4年度実績)

(2) 教育・研究用機械、器具等の設備

本研究科の教育・研究用機械、器具等の設備については、既存の設備等で十分対応できる。なお、学生の研究室兼自習室には、情報ネットワーク環境を整備したパソコン、机、椅子及び個人用ロッカーを学生全員分整備する。

2 図書館の整備計画及び図書等の資料

本学の附属図書館は、1994(平成6)年に開館した。学生・教職員はもとより、地域貢献の一環として、沖縄県内の人々に開放し、広く利用されている。2020(令和2)年には増築し、さらなる充実を図った。

本研究科に当たっては、2023(令和5)年度(開設前年度)から2024(令和6)年度(開設1年目)までの2年間において、和書700冊程度、洋書500冊程度を整備するとともに、大学院のカリキュラム等を考慮し、必要な学術雑誌等を整備していく。

(1) 図書館の概要

① 規模

ア 面積等

図書館の総面積は、3,708 m²である。内訳は以下に示すとおりである（図表 8）。

図表 8 図書館の総面積

(1) サービススペース	閲覧スペース	2,262 m ²
	視聴覚スペース	29 m ²
	情報端末スペース	5 m ²
	その他	337 m ²
(2) 管理スペース	書庫	476 m ²
	事務スペース	206 m ²
(3) その他		393 m ²
総面積		3,708 m ²

※ 備考：2022（令和 4）年 5 月現在

② 蔵書等

イ 図書

2022（令和 4）年 5 月現在の蔵書数は、146,079 冊である。内訳は和書 125,017 冊及び洋書 21,062 冊である（図表 9）。

図表 9 蔵書等

区分	食・栄養，運動・ スポーツ，保健・ 医療，福祉系	その他	合計
和書	14,345 (13,643)	111,847 (111,347)	126,192 (125,017)
洋書	1,507 (1,007)	20,555 (20,055)	22,062 (21,062)
合計	15,850 (14,650)	154,464 (131,429)	148,254 (146,079)

※ 上段は、学年進行終了時（2025 年度）の保有点数，下段（ ）は、開設時の保有点数を示す。

ウ 学術雑誌

2022（令和 4）年 5 月現在の学術雑誌は、6,251 タイトルである。内訳は和書の電子版 1,604 タイトル，冊子体 222 タイトルである。洋書の電子版 4,329 タイトル，冊子体 953 タイトルである（図表 10）。

学術雑誌は、オンラインジャーナルの導入を進めており、オンラインで閲覧できないタイトルについては、冊子体で購読している。

図表 10 学術雑誌

区分		食・栄養，運動・ スポーツ，保健・ 医療，福祉系 雑 誌タイトル数	その他	合計	
和書	電子版	1,650 (1,604)	0 0	1,650 (1,604)	1,882 (1,826)

	冊子体	82 (82)	150 (140)	232 (222)	
洋書	電子版	2,487 (2,467)	1,900 (1,862)	4,387 (4,329)	4,579 (4,425)
	冊子体	17 (17)	79 (79)	96 (96)	
合計		4,236 (4,170)	2,129 (2,081)	6,365 (6,251)	

※ 上段は、学年進行終了時（2025年度）の保有点数，下段（ ）は、開設時の保有点数を示す。

エ 視聴覚資料

2022（令和4）年5月現在，所蔵視聴覚資料は3,591点である（図表11）。内訳は，食・栄養，運動・スポーツ，保健・医療，福祉系の視聴覚資料725点，その他2,866点となっている（図表11）。

図表11 視聴覚資料

区分	食・栄養，運動・ スポーツ，保健・ 医療，福祉系	その他	合計
和書	713 (713)	2,483 (2,483)	3,196 (3,196)
洋書	12 (12)	383 (383)	395 (395)
合計	725 (725)	2,866 (2,866)	3,591 (3,591)

※ 上段は、学年進行終了時（2025年度）の保有点数，下段（ ）は、開設時の保有点数を示す。

オ 電子ジャーナル，データベース

2022（令和4）年5月現在で契約している電子ジャーナル，データベースは19種類である（図表12）。

図表12 電子ジャーナル，データベース

番号	名称	種類
1	Academic Search Elite	雑誌論文など（海外）
2	CINAHL Complete	雑誌論文など（海外）
3	SPORTDiscus with fulltext	雑誌論文など（海外）
4	BOOK PLUS	図書(国内)
5	MAGAZINE PLUS	雑誌論文など（国内）
6	JDreamIII	雑誌論文など（国内・海外）
7	医中誌 web(フリーアクセスプラン)	雑誌論文など（国内）
8	最新看護索引 web	雑誌論文など（国内）
9	メディカルオンライン	雑誌論文／電子書籍（国内）
10	ブリタニカ・オンライン・ジャパン	事典（海外）

11	ジャパンナレッジ Lib (+日本歴史地名体系)	辞書・事典／電子書籍 (国内)
12	沖縄タイムス記事データベース	新聞 (国内)
13	琉球新報データベース	新聞 (国内)
14	G-Search セレクト	新聞 (国内)
15	官報情報検索サービス	法令 (国内)
16	D1-Law.com 現行法規 (現行法検索) 告示	法令 (国内)
17	日経テレコン	新聞／企業情報など (国内)
18	NIKKI ASIAN Review	雑誌 (海外)
19	Medical Finder	雑誌論文など (国内)

(2) 図書館のサービス

図書館の開館時間は、平日は8時45分から22時、土曜日は、12時から18時とし、学生が講義や実習終了後に利用可能としている。但し、長期休業中は、開館時間を8時45分から17時までとしている（図表13）。

図表13 図書館の開館時間

月～金		土曜日
平日	8:45～22:00	12:00～18:00
長期休業中	8:45～17:00	
日・祝祭日は休館日		

第13 管理運営体制

1 スポーツ健康科学研究科の管理運営体制

大学院学則に基づき大学院委員会の下にスポーツ健康科学研究科委員会規程を整備する。スポーツ健康科学研究科（修士課程）に研究科長を置き、教授の中から学長が指名する。研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。委員会は、月例または必要に応じ臨時で開催することとする【資料8】。

【資料8】 <再掲>名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会規程（案）

2 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会の設置

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会は、各課程の管理運営に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事。
- (2) 学位の授与に関する事。
- (3) 教育課程の編成に関する事。
- (4) 学院担当教員の教育研究業績審査に関する事。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関する事。

また、前述の審議事項のほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること

以上のとおり、スポーツ健康科学研究科修士課程の管理運営については、「スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会規程」に則って行う。

なお、大学院全体に係る学則及び規則等、人事、予算、行事及び施設整備等に関する管理運営は、学長が委員長となる大学院委員会が担うこととなっている。

第14 自己点検・評価

1 自己点検・評価の体制等

本学は、大学の開設時の1994（平成6）年度に、名桜大学自己点検・評価委員会の規程を制定し、自己点検・評価を行う組織とその任務、点検評価の範囲等について規定した。評価委員会は、学長を委員長とした全学的な組織となっており、自己点検評価等の項目を所管する部署に対し、年度計画(地独法第27条)の実施、自己点検評価等の実施、改善、向上の取組みを指示することができる体制となっている。また、2020（令和2）年1月に開催された評価委員会において、「名桜大学内部質保証に関する方針」が決定され、全学的な内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会及びIR室を「内部質保証推進組織」とした。同組織では、教育研究活動等におけるPDCAサイクルをマネジメントし、内部質保証を適切に機能させ、統括・検証する体制を目指していくこととしている。^{注23)}

学群・学部及びリベラルアーツ機構においては、大学の使命・目的に即した独自の点検項目を定め、教育・研究活動、各種委員会活動、学生支援体制等について年次報告書として取りまとめている。

評価委員会は、中期目標に基づき6年間の「中期計画」を策定するとともに、「年度計画」を策定している。また、内部質保証を担保する評価の取組みについては、「年度計画」に基づき「業務実績報告書」を作成し、教育研究活動等の改善・向上に努めている。同様に、地独法に定める「中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度」及び「中期目標期間の最終の事業年度」についても教育研究活動等の改善・向上に努めている。

このようなことから、内部質保証のための大学全体のPDCAサイクルの仕組みは整いつつある。具体的には、「名桜大学アセスメント・ポリシー」に基づく、学習成果を可視化するための「新入生学力調査」「中間評価（2年次）」「卒業研究評価」「授業評価アンケート」などについて、①学校教育法第109条に規定された自己点検・評価、②地独法に規定された法人評価などにおいて、PDCAサイクルを回し、改善・向上に努めている。

注 本学ホームページ公開資料

23) 名桜大学内部質保証体制図

https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/assets/naibusitsuhocho_20220621_2.pdf

2 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程における実施体制

(1) 編成

名桜大学自己点検・評価委員会の統制のもとに、本研究科の自己点検・評価業務を円滑に推進するため、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会の任において自己点検・評価を実施する。

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会では、研究科長を委員長として教育理念や社会的使命の追求、さらに教育目的、教育内容、研究指導方法の改善に資することとする。

(2) スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会の自己点検・評価に関する任務

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会では、自己点検・評価に関し、次の任務を遂行することとする。

- ① 自己点検・評価の項目の設定に関すること。
- ② 自己点検・評価の実施に関すること。
- ③ 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
- ④ その他自己点検・評価等に関すること。

第15 認証評価

本学は、2009（平成21）年度及び2014（平成26）年度に認証評価機関である日本高等教育評価機構による第三者評価を受審し、同機関が示した大学基準に「適合」しているとの認定を受けている。2020（令和2）年は、新たに「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」が示す、三つの基本方針（「①第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証」、「②内部質保証の実質化の促進」、「③当センター以外の大学評価結果の活用」）を踏まえ、三つの基準（「基準1 法令適合生の保証」「基準2 教育研究の水準向上」「基準3 特色ある教育研究の進展」）に即した全学的な内部質保証に責任ある組織体制を整えた。^{注23)}

これらの教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて本学の教育研究の向上に資することを目的として自己点検・評価委員会及びIR室を「内部質保証推進組織」として位置付け、自己点検・評価委員会の下に「PDCA推進部会」を設置し、全学的な視点から「点検・評価ポートフォリオ名桜大学」としてまとめるとともに、エビデンスを可視化するため、大学の公式ホームページで公表することとした。

2020（令和2）年10月に、「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」の認証評価を受審したところであるが、これを通して、教育研究活動の改善に取り組み、研究科の質の向上に活用していく予定である。

第16 情報の公表

1 情報の公開

本学は沖縄県と名護市を中心にした北部12市町村との公私協力方式で1994（平成6）年に開学した大学である。2010（平成22）年4月には、沖縄県北部12市町村で構成する北部広域市町村圏事務組合を設立団体とする公立大学法人に移行した。このような経緯により地域貢献を理念の一つにあげており、名護市を中心とする近隣の地域社会からも期待されてい

る。地域社会の発展に貢献する開かれた大学であるためにも、本学の教育研究活動に関する情報について、積極的に公開していく。

本研究科に関するカリキュラム、教育研究成果及び入試等の情報については、現在の国際学群、人間健康学部、大学院研究科（修士課程・博士前期課程・博士後期課程）と同様に情報公開に努める。

2 情報提供の内容

情報の公表にあたっては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、多様なステークホルダーに対し、以下のとおり、大学の基本的情報を「教育情報」及び「中期目標・中期計画、経営・財務情報」に分け、透明度の高い情報公開に努めている。

○教育情報

(1) 大学の教育研究上の目的等に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/aim/>

「大学の教育研究上の目的」「建学の精神」及び「学部・学科・研究科ごとの教育の目的」をウェブサイトで公開している。

(2) 教育研究上の基本組織に関する情報

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報

(教育研究上の基本組織（組織図、教員数を掲載）)

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/org/>

(研究者総覧・シーズ集（教員が有する学位と業績）)

<https://www.meio-u.ac.jp/research/scholars/>

学部、学科、専攻科、研究科及び事務組織等の名称並びに教員数については、「教育研究上の基本組織」としてウェブサイトで公開している。また、教員が有する学位と業績については、「研究者総覧・シーズ集」としてウェブサイトで公開している。

(4) 入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数 その他進学及び就職等の状況に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/path/>

「アドミッション・ポリシー」「入学者数、収容定員及び在学生」「卒業又は修了した者並びに進学者数及び就職者数」「退学者数」「その他の進学及び就職等の状況」をウェブサイトで公開している。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/lecture/>

「授業に関すること」として、各入学年度で、学部学科、大学院、助産学専攻科と分けて、授業科目一覧、シラバス、履修ガイド、学則（大学院含む）、履修規定等をウェブサイトで公開している。また、授業の目標、授業内容、授業計画等については、「シラバス」としてウェブサイト公開している。

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/authorization/college/>
学修の評価、卒業認定基準等について、ウェブサイトで公開している。

- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/campus/>

附属図書館、研究所、本部棟、研究棟、講義等、保健センター、食堂・売店、運動施設等の施設等については、「キャンパス紹介」としてウェブサイトで公開している。

- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/expense/>

費用等に関する情報については、ウェブサイトで公開するとともに、大学案内、学生募集要項(大学院含む)においても公開している。

- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/support/>

学生支援として、「修学支援」「学生生活支援」「進路選択に関する支援」「心身の健康に関する支援」「入学前学習の取り組みについて」「障がいのある学生に関する支援」として、ウェブサイトで公開している。

- (10) 「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」(3つのポリシー)

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/>

「名桜大学の3つのポリシー」として、大学全体及び各学科並びに大学院研究科の3方針を、ウェブサイトで公開している。

- (11) その他(認証評価及び外部評価の結果、認可申請書等)

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/information/>

認証評価結果及び外部評価結果並びに認可申請書等について、「法人情報の公開」において、「認証評価」及び「設置に関する書類」として、ウェブサイトで公開している。

○中期目標・中期計画、経営・財務情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/information/>

「法人情報の公開」において、中期目標・中期計画、事業報告書及び財務状況等として、ウェブサイトで公開している。

今後も、教育研究活動及び管理運営等の成果について、社会への説明責任及び透明性の確保の観点から提供する内容の充実を図っていく。

第17 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

1 FD(ファカルティ・ディベロップメント)の概要

本学では、教育水準の向上や授業の内容及び方法の改善を図るための全学的なFD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会を設置し、学生による授業評価に加え、教員の資質・教育研究指導能力のレベルアップへ向けて取り組んでいる。

(1) 実施方法

① 授業評価

授業の内容や方法の改善を目指して、学生に対し授業に関するアンケートを実施し、その評価結果を委員会及び事務局で集計する。評価結果は教員へフィードバックし、学生にとってより魅力ある授業の実施や研究指導内容等の充実など、教員のティーチングスキル向上を目指す。

② 講習会・研究会

教育研究上の目的に応じ、外部より講師を招聘して講習会・研究会を開催する。また、教員を他大学や学外団体等が主催する各種講演会へ講師として派遣することも予定する。積極的に他大学や学外団体と交流し、意見や情報の交換を行うことによる相互啓発が、教育者の意識を喚起する効果として期待している。

③ 研修会

教育の質向上等に関連したテーマを設定し、教員が話題を提供する FD 研修会、外部講師を招聘した研修会、ワークショップやグループディスカッション形式を取り入れた研修会を実施する。

(2) 大学院における FD の実施計画

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2002（平成17）年9月5日）では、大学院の課程における FD の実施の必要性、また、大学院における教員の教育研究活動の評価の実施について、必要性が明文化されている。このことに鑑み、本研究科においては、大学院教育及び研究指導能力の向上を図るため、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会の任において、以下のような取組みの実施を計画する。

- ① 大学院における教育課程の目的、教育内容・方法について研究・研修会を実施する。
- ② 若手専任教員を中心として、大学院教育のあり方について研修会を開催する。
- ③ FD に関する研修、フォーラム等へ積極的に教員を派遣し、情報収集、資質の向上に努める。
- ④ 沖縄県内外の大学間連携による交流や合同 FD の開催を積極的に行う。
- ⑤ 海外の国際交流協定校との連携による学術交流を積極的に行う。

また、本 FD には修士課程の学生にも参加を推奨する。教育研究者としての資質を自らが高めていく意義と必要性を学生自身が学ぶ機会を得られるように、FD への参加を支援する予定である。

注 本学ホームページ公開資料

24) FD・SD の活動

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/quality-assurance/fdsd/>

2 サバティカル制度の導入

公立大学法人名桜大学に勤務する専任教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教育、校務及び地域連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、①校内の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させるために「名桜大学におけるサバティカル制度実施要綱を策定し、短期間の「サ

バティカル制度」を実施している。

実施時期は、国際学群、人間健康学部及びリベラルアーツ機構等のカリキュラム運営に支障が生じない長期休暇期間（夏季及び春季）とする。また、サバティカル期間中の教員に対し、通常労働したものとみなし、「公立大学法人名桜大学就業規則」に定める基本給及び諸手当を支払うとともに、一人当たり 30 万円（6 人程度）の研究費を支給することとしている【資料 16】。

【資料 16】 <再掲>名桜大学におけるサバティカル制度実施要綱

3 SD（スタッフ・ディベロップメント）の概要

本学では、事務職員の職務と責任の遂行に必要な知識、能力及び資質等の向上を図るために、事務職員研修運営委員会を設置し、SD 活動として各種研修を実施している。

(1) 実施方法

本学は、これまで以下のような SD 活動に取り組んできたが、今後も継続していく。

① 学内研修

学内研修は、事務職員を対象に、各種課題、検討事項及び必要に応じた事項等について実施している。これまで、各種ハラスメントに関する研修、学生募集に関する研修、これからの大学職員像を考える研修、文書処理に関する研修等、多種多様な課題について能動的、実践的な研修を実施した。

② 学外研修

学外研修は、事務職員を学外の諸機関が主催する各種研修会・講習会・セミナー等へ派遣・参加させることにより実施している。特に実務研修として、本学設立団体（2009（平成 21）年度から毎年度 1 人）及び一般社団法人公立大学協会（2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度の間、毎年度 1 人）へ職員を出向させ、各機関の業務に従事させている。

③ 自己啓発研修

自己啓発研修は、職務に関連する課題について勤務時間外に自己研修を行う者に対して、研修経費の一部を補助することにより実施している。これまで、職務に関する資格取得、大学院修士課程への進学・修了及び科目等履修等の実績がある。

④ 他大学と合同で実施する研究会

2011（平成 23）年度に高知工科大学、静岡文化芸術大学、名桜大学の 3 大学（2022（令和 4）年度現在、11 大学：高知工科大学、静岡文化芸術大学、名桜大学、公立鳥取環境大学、長岡造形大学、長野大学、福知山公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、公立諏訪東京理科大学、公立小松大学、公立千歳科学技術大学）で発足した「公立大学法人等運営事務研究会」及び 2016（平成 28）年度に発足した「沖縄県公立大学運営事務研究会」（沖縄県内の公立 3 大学：沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学、名桜大学）の取組みも SD の一環として位置付けている。

この 2 つの研究会では、大学運営に関わる様々なテーマを取り上げ、毎年度、各大学持ち回りで開催している。

⑤ 海外研修

2014（平成 26）年度から、本学の国際交流協定大学（アジアや米国、中南米など 5 カ

国・1 地域の 37 大学)へ協定調印のために赴く際には、SDの一環として担当職員以外の職員も1人ずつ帯同させている。これまで、5人の職員を派遣した。

- ⑥ 大学設置基準及び大学院設置基準の一部改正(2017(平成29)年4月施行)による研修。

本学は、本学の課題解決に資するためのFD・SD合同研修をかねてから実施してきた。2017(平成29)年4月施行で一部改正された大学設置基準及び大学院設置基準に則り、同年以降もこれまでのFD・SDの枠組みにとらわれない全学的なSDを実施している。

(2) 今後のSDの展開

本研究科の開設に伴い、今後は、以下のような取組みを計画し、管理運営、教育研究支援に対する資質向上に向けて、SD活動の充実を図ることとする。

- ① 大学院における教育課程、教育内容・方法等に関する研修会
- ② コンプライアンスに関する研修会
- ③ その他、大学院の管理運営、教育研究支援に特化した研修会

以上